

第十三回国会 衆議院 厚生委員会 公聴会 議録 第一号

昭和二十七年三月二十五日(火曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 大石 武一郎
理事 青柳 一郎 理事 堀田 良一
理事 金子 重雄 理事 堀田 良一
高橋 等 堀田 良一
寺島 隆太郎 堀田 良一
丸山 直友 堀田 良一
松谷 天光 堀田 良一
堀 三郎 堀田 良一
堀 三郎 堀田 良一
堀 三郎 堀田 良一

出席政府委員

厚生政務次官 松野 頼三
引揚援護庁長官 木村 忠二
引揚援護庁次長 田辺 繁雄
出席公述人 青木 秀夫

中央社会福祉協議会副会長 青木 秀夫
日本患者同盟書記 浦田 博
日本遺族厚生連盟会長 佐藤 信
民生委員 佐伯 藤之助
早稲田大学教授 末高 信

白鷺遺族会理事長 杉 曉夫
神奈川県世話課長 中川 康
元陸軍省恩賞課長 藤村 益藏
未亡人代表 村島 喜代

委員外の出席者

専門員 川井 章知
専門員 引地 亮太郎
専門員 山本 正世

本日の公聴会で意見を聞いた事件

戦傷病者戦没者遺族等援護法案について

○大石委員長 これより戦傷病者戦没者遺族等援護法案審査のための厚生委員会公聴会を開会いたします。

この際公述人の皆様一言ごあいさつを申し上げます。本日は御多用中にもかかわらず、当委員会の公聴会に公述人として進んで御出席くださいますことに対し、委員一同を代表して委員長より厚く御礼申し上げます。申すまでもなく、本法案は、戦争によつて身体に重い障害を受けられた方々及び肉親を失われた遺族の方々を、国家の義務において補償援護しようとするものであります。これこそ、私どもが七年の長きにわたつて解決を熱望して参りました自主日本の最も重大な、そして最も早急に取扱うべき問題の一つであると思存するのであります。お手元に差上げてあります法案をごらんになればおわかりのことと存じますが、今回の法案は、今次の大戦による遺族、戦傷病者等を、国家の責務において手厚く弔慰し処遇すべきものであるとの観点に立脚し、敗戦の結果やむを得ず支給を停止せられていた恩給法に基く諸種の恩給にかわるべき措置をとるべく、旧軍人及びその遺族、戦地勤務の軍属等を対象として、戦傷病者には障害年金、更生医療費、補装具等の支給を行い、遺族に対しては遺族年金、遺族一時金を支給しようというものであります。これらの問題は、国民の非常

に重大な関心事であります。本法案については、当委員会も特に慎重を期し、委員の諸君は、いやくもこれの審査にあたつて、いたゞくに政争の具に供するやうなことを極力排除し、真摯な態度で審査しておるのであります。この法案の内容については、皆様も御同感のことと存じますが、決して満足すべきものとは申されません。しかし、私どもは現在の日本の立場とその国力というものを十分に勘案して、その態度をきめなければなりません。私どもはこの七年の長きにわたつて、心に落ちないわびつたつた問題が、初めてその解決の基礎をつくり得たことを、非常に心から喜んでおる次第であります。従ひまして、かかる重要な法案は、広く国民の輿論を反映せしめ、でき得る限りつばなぬものにいたしたいと念願いたしておりますので、長い間この問題と取組んで参りました方々の御意見を十分拝聴し、審査に万全を期すべきであるとの委員会の意思により、本日の御足労を願つた次第であります。公述人におかれましては、十分忌憚なき御意見を御披露くださるようお願いいたします。ただ時間都合上、公述の時間は一人十五分程度といたしますが、公述の後で、委員諸君から質疑があると思ひますので、これに對しませんが、忌憚なくお答え願ひたいと存じます。

念のためつけ加えて申し上げますが、衆議院規則の定めるところによりまして、公述人が発言しようとするときは、委員長長の許可を得なければなりませんし、その発言につきましては、意見をお尋ねする問題の範囲を越えてはならないのであります。従つて今回も戦傷病者戦没者遺族等援護法案についての御意見をお伺ひいたしたいのでございますから、本問題についての陳情のようなことは、できる限り避けていただきますのであります。また委員は、公述人に質疑をすることができまが、公述人は、委員に質疑することとはできません。以上お含みお願ひします。

次に公述人諸君が御発言の際は、便宜上勝頭に職業または所属団体並びに御氏名を述べていただきます。発言の順位はかつてながら委員長にきめさせていただきます。

次にお諮りいたしますが、本法案は、当委員会のほかに、海外同胞引揚及び遺族援護に関する調査特別委員会も重大なる関心を持つておられ、向うの委員長からも申入れがありまして、本日の公聴会には、特別に委員外の発言を許可せられたいとのことあります。公述人におかれましては、委員長の御許可にききまします。委員長の御許可にききまします。委員長の御許可にききまします。委員長の御許可にききまします。

○大石委員長 御異議ないようでありますから、そのように決めます。

○提案委員 きようは公述人の方々にお願いいたします。公聴会を開くのでござい

【異議なしと呼ぶ者あり】

○大石委員長 御異議ないようでありますから、そのように決めます。

○提案委員 きようは公述人の方々にお願いいたします。公聴会を開くのでござい

ただいま委員長のお話にありましたように、この法案はきわめて重要な法案といたしまして、国会においてお取上げなさいまして、私どもの耳に達するところの輿論と申しますか、世間の御意見は、ほとんど全部これを支持し、

あるいはこれをむしろ拡張し、予算のわくを拡大するというふうに向いていくかと考えられるのでございますが、私自身、多少違つた感想をこれについて持つものでございます。私は、何ら背後に団体もございませし、特別のどういふ階層の輿論を代表するものでもございせんが、公平に、公正にもを見て行こうという方々の間には、私の意見を支持せられる方が多数あると確信するものでございます。憲法第二十五条に確立せられました生存権の基礎に立ちまして、わが国では、もちろん自力で生活できない国民の生存を支えることは国の義務でございます。従いまして、遺族等の方が、事実生活をみずから支えることができないという場合におきましては、当然国の費用におきまして、国民の納得する水準におきまして、これが支えらるべきでございます。そしてそのことは、すでに生活保護その他のわが国において既設せられておりますところの公的扶助の各種の制度におきまして、その援護が与えられてゐると考へるのでございます。一步を譲りまして、適当な援護がそれらの方々に与えられていないといふたしなすならば、それは一般的に公的扶助のわが国の制度そのものに欠陥があるものでございますから、従いましてそれらの生活保護の基準をかえるなり、範囲を拡大するなりというふうな修正をなすべきであると思つたのであります。御遺族の方々の大部分は、非常にその生活が困窮であるといふこと、これに対して手厚い援護が与えられなければならないといふことは、私も万々承知いたしておるのでございますが、しかしながら、御遺族の方々の

生活の態様も、必ずしも一様ではないといふことを考へてみますと、一般的に資力調査を省いての年金制度をここに創設するということが、遺族の方々に特別なそういう措置を講ずるといふことは、どうかと考へてゐるものでございます。一般的な生活保護の基準以上の生活が保護せられる特別の場合といふものは、保険料等におきまして、各自犠牲を払つて蓄積した資金があるという社会保険の制度においてのみ、これが認めらるべきものではなからうかと思つてゐるのでございます。従いまして、みずからの資金を保険料その他の方法でもつて醸出なさらないかたの方々に對しましては、国の費用で与えるところの保護というものは、当然無差別平等の原則が適用せられなければならないと思つてゐるのでございます。そうして当法案に盛り込まれておりますところの軍人軍属に対する特別の援護を与える、一時金なり年金を与えるというところによつて生ずるところの不都合について、二、三私の感想を申し述べてみたいと思つてゐるのでございます。

それは、戦争というものは、国民的国家的な仕事でありますために、それによつて受けるところの犠牲負担といふものは、あらゆる階層、あらゆる人々に対して、ほぼ同一に発生すると考へられるのでございます。たとえば、戦争中徴用を受けて工場に働いていた人たち、あるいは勤労学徒といひましたら、飛行機製作場あるいは海軍の工廠等において働いていた多数の者があつたのでございます。そういう方々の方の中で、爆撃のために、あるいはその他のために命を落された方、病氣になられた方が、多数あると考へられるのでございます。さらに、栄養失調になりまして、からだの衰弱のために自然死亡せられるような方もあります。さらには急要の事業であるがために、転業をやむなくいたしまして、その後生活がまつたく没落をみている方々も多数あるものでございます。さらに、命と財産といふものを、もちろん同一に見ることはできないのでございまして、が、しかし、空襲その他によりまして全財産をなくしました結果、今日路頭に迷つてゐるところの幾多の国民のあることを、私も承知してゐるのでございます。それらは、いづれも戦時におきまして、自己の意思に反して戦争によりて打撃を受けたという方々でありまして、これらの方々に對しては、何ら特別の措置を講ずることなく、単に軍人の遺族であるがために、あるいは傷病者であるがために、特別の措置を講ぜられるというところは、国民のうちに覚悟を立てるような感じがございまして、私も納得できないと思つてゐるのでございます。終戦後軍国主義的な、あるいは侵略主義的な色彩を、わが国家から拭いたしまして、民主主義の国家になつたといふことは、少くとも援護につきましましては、無差別平等の原理、私が先ほど述べましたような「お気の毒な方々」に對しまして、同様な援護が与えられるといふことに、その一つの現われがあつたかと思つてゐるのでございます。もちろん、軍人であられた皆様方に対しまして、労働基準法におけるところの業務災害の考へ方を適用して、特別な援護をすべきであるといふようなお考へもあつたかと考へられるのでございます。

が、それらにつきましては、私先ほど申しました幾多の事例をあげまして、同じように戦争でもつて犠牲をこうむり、同じように戦争によつて生活の没落を見た人々に對しまして、何となく相済まないような感じを持つ、こういうふうな考へるものでございます。従いまして、私は軍人であられた方の傷病者になつておられた方々、あるいは戦没者の御遺族に對しまして、まことに厚い御同情の念を禁ずることはできないのでございまして、どうぞ援護は国民一般平等に、もしもそれらの遺族の方々、傷病を受けられた方々の生活が、十分現在の公的扶助、生活保護等の立場においてできないといふことになりますれば、これを改善し、これを拡張することによつて、この問題の処理をしていただきたい、解決をしていただきたいといふのが私の希望でございます。すし、この法案に對する私の感想でございます。

多くの皆様方の抱いておられますところの御希望なり御感想と、非常に違つたところの意見を申し述べるといふことは、私自身大いに考へさせられるところがあつたのでございまして、平素の考へを曲げてここで公述申し上げることができませんために、以上私の日常考へております所見を申し述べまして、私の義務を終りたいと考へております。

○大石委員長 ただいまの末高公述人に対する御質疑はありますか。

○柳原委員 今、末高先生からいろいろのお話を承りまして、戦争による犠牲者、軍人軍属だけではなく、その他徴用工、勤労学徒、転業業者、あるいは爆撃による全財産の喪失等、広い範囲にある。これはよくわかるのですが、そうしますと、私がまだ国会に出て来なかつた前です、たしか五年ぐらゐ前であつたと思ひますが、終戦直後、大内兵衛先生が、戦時補償の打切りという考へ方を持ち出され、国会がこれに同調したのか、どういふ関係であつたか、私は知りませんが、戦時補償は打切りになりました、いわゆる政府その他の公的機関への貸金というものは全部打切られてしまつた。あの議論を聞いておきますと、戦争犠牲者の範囲が、もつと押し拡げて行きますと、戦時補償の打切りについて、今日あなたはどういふ考へを持っておられるか承りたい。ちよつと質問が要点がわかりにくいかもしれませんが、戦時補償の打切りについて、もう少しあなたの議論を飛躍させていただきたいと思ひます。

○末高公述人 ただいまの御質問、戦時補償の打切りにつきましては、考へ方が二つあると思ひます。先ほど私が申しましたように、戦争の犠牲性といふものは、全国民が負担しておる、従いまして、その負担の程度はともあれ、これは全部打切つてしまふという考へ方と、すべて戦時補償を公平に徹底的に洗い出して解決をするという、二つの考へ方があると思ひます。どちらでも私がつこうだと思ひますが、戦時補償をやるならやうで、あらゆる戦争によるところの犠牲性、あらゆる戦争によるところの災害といふものを、まことに平等に処理することができれば、戦時補償はなすべきであるといふふうな考へております。しかし、中途半端な戦時補償は、むしろ打切つた方が公平ではなからうか、その点につきまして

は、かように考えております。

○柳原委員 中途半端といいますが、この法案を中途半端という御意見ですか。

○末高公述人 さよう考えております。

○柳原委員 そうすると、この法案には、先ほど先生も言われましたあらゆる戦争犠牲者一般の補償的性格を含んでおられないから、この法案には、結論から言うと、反対であるというふうに解釈してよろしいのですか。

○末高公述人 さようでございます。

その点につきまして、もう一言申し上げたいと思います。私が先ほどお話ししたとおり、私共は、まだたくさんあると思います。それらのものにつきまして、国民の納得するような公平な補償ができるならば、私は補償をやることも一つの手段であると思います。しかし、それができなければ、国民の最低生活を国の費用において保障すると申します。か、援護いたしておりますところの生活保護法、その他の公的扶助の方法において解決すべきである、それが一番公平な方法であろう、かよう考えております。

○柳原委員 いろ／＼戦争の犠牲者もありますが、そのうちで、特に今日援護の手を差し延べなければならぬというものは、やはり戦死された遺族の方、あるいは傷病軍人、これらが最も気の毒な立場の第一番目にあるというふうには思われませんか。

○末高公述人 その点、やはり程度の差ではなからうかと思えます。傷病を受けておられる方々、それから遺族の方々、大部分は、私どもの接触している限りにおいては、お気の毒ではござ

います。しかし、自力でやりつづに更生せられておられる方も多数またある。であるということを知つております。従いまして、資力調査なしで、この法案に盛り込んでおられる方々に、この範囲内において無差別平等の年金と一時金を与えるということにつきましては、私は反対である、こういうわけでございます。

○刈田委員 末高公述人にお伺いいたしますが、公述人の御主張でございまして、文官の恩給というものを対しましては、どういふようなお考えをお持ちでございますか。保険等の掛金によつて、この約束に従つて特別なものがあつたのですが、それでは現行の文官の恩給につきましては、どういふお考えでございますか。それと、もう一つは、今回政府の方では、来年度から軍人恩給といふことにつきまして、考へがあるように申しておるのであります。こういう問題につきまして、公述人はどういふお考えでしょうか、この点をお聞きしたいと思います。

○末高公述人 文官の恩給につきましては、たゞいま別段問題になつておりませんので、きよこの公述の範囲を逸脱しているかと考えておりますが、しかし私自身それだけについて意見を徴せられるならば、これは出すのが当然であると考えております。それから軍人恩給の点につきましては、これは再軍備との関連においてい／＼考えられてい／＼という意味におきまして、再軍備の問題を私がここで論議するといふことは避けたいと思つて、従いまして、非常に飛躍した結論から申しますれば、私は反対でございます。

○刈田委員 そういたしますと、文官の恩給には賛成であるが、軍人恩給は反対である、こういう御所見に伺いますが、それでよろしゅうございませうか。

○末高公述人 その間の理論をお話をしなければ、私の意見は納得できない方が多いかと思つてございしますが、ただいまは、その問題の理論を、十分二十分の時間を費して申し上げる機会でないと思つたので、結論をお確かめくださるならば、結論といたしましては、御質問の通りでございます。

○刈田委員 文官の恩給がなぜ必要かといふことについて、これはたいへんに広い範囲にわたつて理論を聞くひまが、きようはないと思つてございしますが、文官の恩給は、保険とは別個な、何年か在职した者に対する政府としての補償だと思つてございしますが、うものは必要である。ところが、そういう御議論をお持ちになつておられる公述人が、それでは戦争のために最初から死んでもらうといふことをほとんど強制して、これは年限は何十年といふわけではないでしょうか、五、六年から七年も戦争に行つておられる。しかも、それは任意に職を選んだわけではなくて、職業軍人は自分の職として行つたのでしうけれども、大多數の国民といふものは、政府の強制で連れて行かれて、い／＼苦勞しておられるわけですが、これに対しては、恩給までは行かなくても、そういう人たちの死亡に対して、あるいはけがに對して、国としての補償をやるということが悪いと言われまふことは、目的によつてそういう差別があるわけでしょうか、どういふわけでしょうか、この点をお聞きしたいのです。

○末高公述人 目的の点は、しばらく議論外にいたしたいと思つて、少くとも公平という点におきまして、私も納得できない。私も戦時中、早稲田大学の学徒を引連れて、豊川の海軍工廠に参りましたり、あるいは岐阜における川崎航空に出動いたしました。爆撃を受けまして、多數の学徒が死んでい／＼を知つてゐるのでございします。それらの人たちは、決して自分の意思——なるほどあのときは、い／＼激励せられたり何かいたして、納得して喜んで行つたように見えます。それは軍人の方も同じだと思つて、せつかく学徒は勉強すべき時代であるにかかわらず、そういうところへ連れて行かれて、爆撃によりまして多數死傷を來しておるということがありまして、それらの方々の御遺族あるいは父兄の方々のお氣持といふものは、軍人の遺族の方々のお氣持と、何ら異なるところはないといふふうに考えております。

○刈田委員 そういたしますと、もしこの戦争に対する補償が、今日のよう軍人の遺族と軍人に限られなくて、もつと対象が広がられまして、たとえば今お話になつたような学徒動員で工場に行かれたとか、あるいは原爆地ののがれるひまもない間にやはりそういう状態になつたとか、あるいは戦争によつて海外から引揚げて來たとか、そういうふうな人々を全部対象にして、国が戦争による特別な被害者といふ意味で補償するとなれば、これに對しては御賛成になるわけですか、この点をお聞きしたいと思います。

○末高公述人 その点でございします。が、範囲がな／＼むずかしいと思つてございします。たとえば、民防空に従事した——私も応召もいたした者でございしますが、帝都にはほとんど人がいなくなつた際に、お前たち残つて帝都を守らなければどうするのだという激励にたえまして、私もバケツ送りもいたしましたし、あらゆることで戦つたのであります。私のうちは、完全に焼かれ、広野原になつてしまつたのでございまして、私は幸ひに生き残りまして、民防空のために命を落した人がたくさんある。それらの人々をどうするかといふ問題になります。それから失ひましたところの財産——財産と人命といふものは、先ほども申しましたように、一概にこれを一緒にすることはできませんが、しかし、全財産をなくして今日路頭に迷つておるといふ悲惨な境涯は、親兄弟を戦争の犠牲にいたしました路頭に迷つておる方々と、その路頭に迷つておるといふ点におきましては、何ら異なるところがない。こういうことになりまして、幅の広げようがない。従いまして、全部これを御破算にいたしました。今日の公的扶助あるいは生活保護の内容を拡充して行く。皆様も御承知の通り、明年度の生活保護法の予算は二百五十億となつておりますが、これを倍額あるいは三倍にもいたしまして、全部の遺族の方々に、私も納得できる水準におきまして、十分の援護の手を差延べるということにつきましては、私は大賛成であります。それをこそ私はお願い申し上げたいと考えておるものでございします。

○如田委員 意見にわたることは申し述べませんが、もう一点だけお聞きしたいことは、御専門の立場から、現在の生活保護法の水準に対して、ただいまの御陳述の中にもあつたのですが、これが、戦傷者であるとか、あるいはそういう人たちの含めたものといいたしますと、現在の基準でよろしいかどうかにつきまして、簡単にでつこうですからお答え願いたいと思ひます。

○末高公述人 生活保護法の立場は、つまり現在生活能力がないという点に基準を置いております。従ひまして、現在生活能力がない、欠如をしてる部分について、国の費用において補給する、これを行なうだけ納得のできる水準において改善して行く、あるいはその線を引上げて行くということにつきましては、私は賛成するものでござい

○高橋(等)委員 末高先生にお伺ひいたします。ただいま御発言になりました御意見も、よく承つたのですが、軍人軍属に対して、国が特にこれらの人に補償をするというのでは反対だ、こういうふうに承つてよろしうござい

○末高公述人 軍人軍属というものの限つて特別の措置をするということにつきましては、反対いたします。

○高橋(等)委員 軍人軍属につきましては、実は戦争中から、なくなりましては、場合には遺族扶助料を出す、それから傷つきました者、要するに身体障害を受けました人には障害年金を出すという規定がありました。これは、ポツダム政令によりまして、一時停止をされております。この法律関係におきま

して、戦前のそうした方面の約束というものを、敗戦後の日本が守る義務があるかどうかという点については、どういうふうにお考えになつておりますか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○末高公述人 その点につきましては、戦争直後に出来たところの戦時補償の打ち切り、先ほどの御質問と同じことを、私は申し上げたいのでございますけれども、やはり戦争前の約束は、新たな観点に立ちましてこれを検討して、国民一般の納得できる水準にこれを引直して実施を計画するといふことが、いいのではなからうかと考えております。

○高橋(等)委員 議論にわたることは避けたいのですが、一般の文官につきましては、私も、私は戦前の約束であるうと思ひます。日本が戦争に負けて、そして戦争前のいゝ／＼約束について、変更を要するものは変更をしなければならぬと思ひますが、少くとも給与の關係におきまして、一応国が義務として約束したことについて、文官においてはこれを履行している、しかも軍人軍属について約束したものは、これをやめるといふことが、どうも私には何か権衡を失するよう思ひます。

何か新しい別の考え方、もう戦争は負けたのだから、全然考え方を違へるのだという意味の御立論かとも思ひますが、もう一度その辺のお考えを承つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○末高公述人 文官の恩給に關しましては、文官という特別の階層は、私ども民間人と違ひまして、特別な営利事業にサイド・ワークとして関与して金をもうけるとか、あるいは財産を蓄積

するといふ立場に立つておりません。従ひまして、そういうような文官の方々が、忠実に誠実に職務に當つてくださるということが、国の行政の運用上まことに必要である。こういう立場から、あの文官の階層に對しましては、恩給といふものがあることは御承知の通りでありまして、これにつきましては、たとへば民間の会社におきましても、基礎の確立しておられますところの事業等におきましては、特別の恩給制度等々があるのと同じようなわけであつて、政府の職員に對しまして、恩給制度があるといふことにつきましては、私は当然であると考えております。

○高橋(等)委員 軍人軍属は、私は戦犯者じやないかと考えておる。そこで戦争には従事したのだと思ひます。戦争には従事したのだと思ひます。そこで、ひとり文官の恩給を残して、軍人軍属の恩給を、約束したものをこの際取り去るということについては、何か割切れぬものがあるように思ひますが、もう一ぺん先生にその点をひとつ伺ひたい。

○末高公述人 ひとつ、先ほどの話でもつて、ごかんべん願ひたいと思ひます。

○堤委員 ちよつと議事進行に關してお尋ねいたしますが、たとえば末高先生に對するみな質問が終つてから、次の公述人のお話になるのだと思ひますが、それに対してわれ／＼の質問する時間の制限はございせんか。

○大石委員長 時間の制限はいたしてございせん。しかし、大体常識に於いて公述人の数と時間を御勘案なさつて、適当に御質疑していただきます。

○堤委員 先ほどから御意見を伺つて

おりますと、末高先生は、これはいわゆる社会保障の保障で、賠償の補償でなしに、遺家族に對する援護は、他の人たちと一律に、他の公的扶助と一律に考へて公平になさるべきで、悪平等にならないといふ御意見のようには私は考へております。そこで、今、高橋委員がお尋ねになりましたが、この保障と賠償の問題、このところをどういふふうにお考えになつてゐるか、そこがわからないのですが、私たちとして、ここは大切な問題なのでお伺ひしたいと思ひます。

○末高公述人 賠償の意味の補償の考へ方は、労働基準法におきまして、業務災害に對しましては賠償の意味の補償が与えられる、それと同じ考へ方を傷病軍人並びに遺家族の方々に對してしたらいじやないか。つまり、国の公の仕事に従事している間にけがをせられたとか、あるいはおなくなりなつたといふ者に対しては、特別の賠償的な立場においてこれを処理するのが當然だといふお考え方もあらうかと思ひますが、しかし、それは私が先ほど申し上げました範圍の問題、たとえば勤労学徒であるとか、徴用者であるとか等々の範圍の問題におきまして、すぐに行き詰まつて来ると思ひます。従ひまして、この問題につきましては、賠償の意味の補償ではない、自己の生活を保つことのできない者は、納得し得るところの水準において国が保障を与えるという方式に於いて、これを処理すべきであるといふのが、私の究極的な考へ方でございます。

○堤委員 非常にはつきりいたしました。それで一つ公述にはなりませんでしたが、遺児の育英の問題に關して、どういふお考えをお持ちになつておりますか。ひとつこれだけについて、御意見を承つておきたいと思ひます。

○大石委員長 それは公述以外の問題のようでございまして、末高さんは発言を差控へたいと申しております。

○堤委員 遺児の育英の問題は、これは遺家族援護全般の中に含まれる問題であると思ひ思つておられますので、従つてこの問題をどうお考えになるか、御意見を伺ひたいと思ひます。

○末高公述人 それでは申し述べますが、やはりこれも他の国民の方々と平等に扱うべきではなからうかと考えております。

○松谷委員 先生の御説明で、大体こうした問題は、社会保障の建前で行くべきだ。この考へ方は、先生のお考へとして承り得るのでございしますが、その場合に、先ほども出ておりました文官恩給でございします。一般社会保障だけでやるんだといふ考へ方で参りますれば、これは一つの考へ方として納得できますが、その場合に、文官恩給だけをそこに存在を認めて、そして他のものは――これは軍人恩給その他は別の問題でございしますが、少くとも一方にそうした恩給的な制度を認めて、そして片方では社会保障一本で行くんだでは、そこに何かちよつと割切れぬものがあります。先ほどの御説明では、納得が行きかねますので、恐れ入りますが、ちよつとつけ加えていただきたいと思います。

○末高公述人 その点は、今日七百万の一般の勤労者、労働者の方々の厚生

年金保険というものを、昭和十六年か
らやつておるのでございますが、これ
はやはり戦争中のものも打切られない
で今日まで来ております。それと同じ
ように、社会保障の考え方は、国民一
般平等に、最低の水準は守る、それ以
上の水準につきましては、できるだけ
各階層の者が一つの部門をつくりまし
て、あらかじめ保険料その他で醸出し
ておくという方法でもつて、自分たち
階層の生活を守るといふことは、これ
は当然認められなければならない。従
いまして、民間における厚生年金保険
と同じような意味におきまして、私は
文官の恩給につきまして考えておるも
のでございます。

○松谷委員 先ほど御説明くださいま
した労災補償でございますが、あれを
先生はお認めでございますか、あれを

○末高公述人 この点、学問的に非常
にむずかしい問題で、あれを認めない
で行こうという議論もあるものでござ
います。ただいまのところでは、通念
から申しますれば、一般的に認められ
ている。しかし私の考え方を押し詰め
て参りますれば、あの労働基準法によ
るところの業務災害の考え方というも
のは私共すべきものである、是正すべ
きものであるというふうに考えており
ます。

○松谷委員 労災に対するお考えと同
じように、先生の今日の公述なさいま
した御結論は、理論家とされての先生
の御結論であると拝承してよろしくう
ございますか。

もう一つ伺つておきたいのは、確か
に一つの理論として、また理想として
の行き方は、社会保障によるべきであ
る、これは当然だれしも思うところで

あると思うのであります。あるいはま
た、もちろん物の考え方相違によつ
ては、他の議論が出るかもしれません
が、そういう場合でも、今の労災を先
生が一つの暫定的なものとして認め
になられたように、私も一つこの理
想である社会保障の確立を来すその日
まで、今日の現状として、なか／＼生
活保護法の実施さえも十分でない場合
に、その目的に一足飛びに飛ぶことが
できないという現状からして、臨時的
な、あるいは労災と同じように暫定的
な一つの措置として、軍人軍属の範
囲には、もちろん相当の疑義がある
といひました。もう一つ暫定的なもの
のに対する具体的な問題としてのお考
えについて、できれば伺つておきたい
と思ひます。

○末高公述人 私現在の立場におきま
しても、この法案につきましては異議
がある。それは、ただいまこの法案に
附属するところのものとして予算に組
まれているものを、むしろ生活保護法
の方に流し込みまして、わくを広げる。
私も、軍人の遺家族の方の大部分は、
ほんとうにお困りになつてゐるとい
ふことの実情をよく承知してゐるもの
でございます。しかし同時に、困つ
ておられる方もある。別の各層にお
いて困つておられる方もある。軍人の遺家
族におきましては、御辞退申し上げた
方がいゝと、みづからお考えの方も幾
らかあるんではなからうか。で、生活
保護法に流し込みますれば、それらの
御辞退なさるような方には当然とせら
れない。従ひまして、御辞退どころでは
なく、ぜひもつていただきたいという
方のためには、もつとよけい行くとい
うことになりまして、むしろその方が

あると思うのであります。あるいはま
た、もちろん物の考え方相違によつ
ては、他の議論が出るかもしれません
が、そういう場合でも、今の労災を先
生が一つの暫定的なものとして認め
になられたように、私も一つこの理
想である社会保障の確立を来すその日
まで、今日の現状として、なか／＼生
活保護法の実施さえも十分でない場合
に、その目的に一足飛びに飛ぶことが
できないという現状からして、臨時的
な、あるいは労災と同じように暫定的
な一つの措置として、軍人軍属の範
囲には、もちろん相当の疑義がある
といひました。もう一つ暫定的なもの
のに対する具体的な問題としてのお考
えについて、できれば伺つておきたい
と思ひます。

○堀委員 そうすると、先生の御意見
は、公的扶助、ただいま行われており
ます。おもに生活扶助ですね。これに
対しては非常に御不満であつて、これ
の運営なり、また今後の財的なこれに
対する裏づけに對しては、こういう法
律をつくつて金を使わなくても、もつ
と生活保護法を百パーセント運用する
ことによつて十分行けるという御確信
があるというふうに、結論を解釈して
よろしくございますか。

○末高公述人 その通りでございます。
○大石委員長 それではどうも御苦勞
さんでした。

末高公述人は急用があつて早くお帰
りになりましたので、末高氏に対する質
疑は許可いたしました。あと午前中
もう三人予定してありますが、その
方々に対する質問は、三人の公述が落
ちてから、まとめて御質疑を願ひた
いと思ひます。

次に浦田博君の公述を願ひます。
○浦田公述人 私は日本患者同盟の書
記をしております浦田博と申します。

援護法につきまして、私は日本患者同
盟を代表いたしまして、特に戦傷病者
の立場から、これに対する意見と希望
を述べたいと思ひます。

まず總括的に意見を申し上げます。本援護法
は、第一点といたしまして、本援護法
は、やはり社会保障の観点に立つて行
わなければならぬといふことを、基
本方針としていただきたいと思ひます。
ししまして、現実の問題といた
しては、現在いかなる人々が、そ
の生活の中で当面どのような内容の援

護を最も必要としてゐるかといふこと
を、この中でもつとはつきりしてい
た。第二点といたしましては、これを恒
久的な援護立法にしたいと思ひます。
思ふのであります。傷病者に対する援
護といひまして、未復員者給付法と
いう法律がございまして、これにお
いて三年間の有期の療養給付を受けてお
りますが、これもやはり三年と限定さ
れております。また聞くところによ
りますれば、本援護法も、暫定的のもの
ではないかといふことも承つておりま
す。われ／＼として、さうなもの
ではなくて、第一点で申し上げました
ように、社会保障という観点に立ちま
して、安定性のある恒久的立法でなく
てはならないと主張いたします。具体
的に私の意見を申し上げます。具
体

第一といたしましては、戦傷病者に
對する医療の保障の問題でございま
す。本法におきましては、第十七条に
おきましては、更正医療といたしまし
て、きわめて限定した医療すなわち視
力障害、聴力障害、肢体不自由、中枢
神経機能障害といふことにつきまし
て、更生のための医療を給付すること
が規定されております。しかしこの条
項の中に、何ゆゑに結核その他を含み
ます医療一般が含まれなかつたとい
ふことにつきまして、われ／＼傷病者
といたしまして、多大の疑念を抱くも
のであります。この点につきまして、も
し忘れてゐるものでありますれば、ぜ
ひ入れていただきたい、また故意にこ
れを削除したものであるならば、この
立法の意図が那邊にあるかといふこと
を疑わざるを得ないのであります。

護を最も必要としてゐるかといふこと
を、この中でもつとはつきりしてい
た。第二点といたしましては、これを恒
久的な援護立法にしたいと思ひます。
思ふのであります。傷病者に対する援
護といひまして、未復員者給付法と
いう法律がございまして、これにお
いて三年間の有期の療養給付を受けてお
りますが、これもやはり三年と限定さ
れております。また聞くところによ
りますれば、本援護法も、暫定的のもの
ではないかといふことも承つておりま
す。われ／＼として、さうなもの
ではなくて、第一点で申し上げました
ように、社会保障という観点に立ちま
して、安定性のある恒久的立法でなく
てはならないと主張いたします。具体
的に私の意見を申し上げます。具
体

本法案が、内科疾患、またその大部
分を占める結核、精神病、さういつた
一般の疾病を含まないならば、本法の
題名でありますところの「戦傷病者の
文字の中から「病」の文字を削除しなけ
ればならないのではないかとさえ私は
思ふのであります。この点、立法の基
本方針、すなわち現在、今すぐどのよ
うな人にとどのような援護を行わなけれ
ばならないかといふ立場に立ちまし
て、基本問題であると思ひますので、
いささか述べたいと思ひます。

まず戦争のために傷つた方々
者に対する援護とは、どのようなもの
でございましょうか。戦死された方々
の遺族に対する援護、あるいは障害を受
けられた方に障害年金を給付するが、し
れどももちろん大切でございまして、こ
れも、その者が現在なお医学の可能な
限りにおいて、一歩でも完全なからだ
に復帰できるものであるならば、これ
を元のからだに返してやるのが、ほん
とうではないでしょうか。戦争による
病魔を取除いてやるのが、まず第一番
に、何をさておいてもなさなければな
らないことではないかと私は思ふので
あります。もし、このことをなさずし
て、この援護法があるとするならば、
一体何を援護しようとするのかとい
ふことを、私は言わなければならませ
ん。私も戦傷病者の方々の願ひは、年
金をいただくよりなからだにな
ることではなく、また国立保養所に収
容していただくことでもございませ
ん。でき得ることなら、元のからだに
返りたいのであります。このからだの
中から、もし医学によつて病魔を取除
くことができるならば、それを第一義に
取上げて行つていただきたいのであり

ます。

また援護ということにつきまして、医療が第一義であるということは、この種の社会保障、国家保障、すなわち健康保険、あるいは共済保険その他の例をあげますまでもなく、当然のことでありま。しかもここに規定してござい。ます更生医療わく内でございますが、視力障害であるとか、聴力障害であるとかいふものは、この中で医療を必要とするものは全体の大体一〇程度ではないかというのを聞いております。すなわちこのわく外にある方は全体の九〇%を占める、しかも長期にわたらなければならぬ結核あるいは精神病患者がほとんどなのであります。しかもこれらの人々は、戦後七年あるいは八年の闘病と、それに加えて入院治療費の支払いをどのようにするかというのを、家族とともに苦しんでおるのであります。

私がここに公述人になることにつきまして、全国の療友の方々から、数多くの手紙が参つておりますが、その中の一部を公開させていただきたいと思ひます。前文を略します。

このたび出席される戦傷病者戦没者遺族等援護法案公聴会には、私の場合をお知らせいたし、参考に供したいと存じます。

私は二十代のはとんどを満支各地にて連戦、終戦の年には朝鮮大邱部隊に勤務中、同年四月肺結核発病以來、大邱陸軍病院、東京第一陸軍病院、国立埼玉療養所と、引続き七年余の闘病生活の中です。

願ひればこの数年來、闘病生活は、また同時に入院料調達の闘ひでもあり、また入院料のことを忘れて

闘病に専念できた期間が、はたして何箇月あつたでしょうか。闘ひとしては奪われ、闘ひとしては奪われ、適用になつた医療券もいつ打切られるかと恐れおののきながら、現在もなお、二年前無通告で医療券を打切られ、国保に切りかえられ、不親切な係のために赤貧の家庭に残り半額の約二箇年半分の八万数千円の支払いを迫られており、加うるに今度の問題です。二十三年に恩給裁定二款症となり、一時賜金千八百円受領のため、末復員者給与法が適用されず、医療券打切後云々となつております。そして最後に「私は開きたい。政府はどのくらいの特例患者を苦しめたか気が落ちるか」というふうに言つております。

この手紙は国立埼玉療養所の宇佐見一郎という戦傷せられた人の手紙でございます。いかに医療費につきまして傷病者が困つてゐるかという点について、もはや私がこれ以上申し上げる必要はないと存じます。この点を十分了解されまして、第十七条の改正をぜひお願いしたいと思ひます。

次に、第二点といたしまして、障害年金の問題でございます。まず第一に、障害年金の性格でございますが、本法第七条から八条によりまして、特項症から六項症まで七段階にわけられておりますが、これは傷病保障であり、生活保障は全然考慮されてないものであります。これを一般公務員と比較いたしますならば、公務員の場合、普通恩給と増加恩給が支給され、普通恩給は給与に準じた生活保障であり、増加恩給は障害の程度に応じた障害保障であります。また同じく公務員

における金額は、正確ではございませんが、判任官の方で三項症になつた場合は約五万円であり、本法第八条では、三項症は四万二千円であり、約一萬円の差が生じております。この障害年金は、これは障害保障であるばかりでなく、当然これらの人々に対する家族の生活も含めて保障されなくてはならないと考えます。

次に七項症以下の、過去に一時金を支給された戦傷病者に対する保障が、本法第八条においては全然考慮されておらないこととあります。特にこの七項症以下の者の中にも、今なお病床にある者も多数ございます。先ほど讀み上げました手紙も同様でございます。また法規上六項症と七項症の差は、きつめてわずかなものでございますが、少額の一時金を支給されたばかり、今に至るまで何ら適切な処遇をいたしてないものであります。しかも七項症以下の者にも、今なおその症状が続いてゐる者には年金を復活し、適切な保障をしないことは、片手落であると思ひます。

次に、医療と年金の関係でございますが、本法におきましては、第七条一項二号において、未復員者給与法による療養との併給を禁じております。しかしして第十二条第一項において、国立療養所に収容された者は、障害年金を減額するようになっておりますが、これはきつめて実情に沿わないものであります。すなわち療養を受けず場合、国立療養所に入所いたしましたとしても、現在の国立療養所の状態は、まかない費は国家予算によつて八十二円で、きつめて低額に押えられております。ほとんどの入院患者は、副

食その他の栄養をもらなくてはやつて行けない。その他こまかいこととありますが、ちり紙、石けんその他一切の日用品代、そういったもので、やはり自費ですべてまかなわなければならぬのでございます。生活保護法ですら、きつめて十分ではないと存じます。月々四百五十円を日用品として支給されております。療養給付の保障と年金の保障は、併給されなくてはならないものであります。

第三といたしまして、生活保護法と本法との関係であります。具体的に申し上げますと、本法の障害年金におきましては、最高である特項症で年六万六千円、月額五千五百円であり、東京で五人世帯でもつて最低生活七千円という基準をもつて保障いたしております。生活保護において、東京都五人世帯で七千円の最低生活を保障されてゐる人が、特項症で月額五千五百円の障害年金を支給されたとするならば、無差別平等を建前とする生活保護法においては、この障害年金は当然収入と見なされる結果となり、支給額から差引かれることは明白でありまして、最低生活をしてゐる人に対しましては、今回の援護法は何ら援護とはならないといふことを私は思うのであります。この件につきまして、厚生大臣は厚生委員会におきまして、運用の面において考慮したいといふことを述べておられるといふことをお聞きいたします。一体、運用の面において考慮するといふことは、具体的にどのよう

なことをさすのでございましょうか。法文の中に明らかにせずして、運用の面で考慮するといふことは、法を曲げて解釈せよと、大臣は言つておられるのではないかとさう思ふのであります。もし、そういうお氣持があるならば、よろしく立法をもつて、本援護法が死文にならないように、十分考慮されんことを切に希望いたします。

その他氣づいた点につきまして簡単に触れますと、本法の運用において、重大な決定及び大臣の諮問に答える機関でありますところの援護審査会の構成と運営についての規定が本文において明確に示されず、附則の第十項に、引揚援護庁設置令の中で、附屬機関として一条を加えてあるだけでありま。これは立法技術上の手落ちであります。附則は経過規定でありまして、これは当然本文の中でその構成と運営を規定され、しかもこれを民主的になされなければならぬと思ひます。

次に、第十四条一項の中に、たとえば禁錮三年の刑に処せられた者は、障害年金取得の権利が停止されるようになっております。ここで、先ほどから伺ひたいしてありますと、終戦後非常な特殊な事情のもとに、当然国家が行わなければならない援護を、国家が今日まで放棄して来て、ここに至りましてようやく援護を開始することができた。当然国家が行わなければならない援護を放棄して来た期間におきまして、その生活苦のために犯罪を犯したという理由にはならないのではないかと私は考えます。

それから併発の問題でございますが、第二十三条の一項二号の規定によりまして、その疾病以外の者は、第二十七条条によりまして十分の六に削除すると

て解釈せよと、大臣は言つておられるのではないかとさう思ふのであります。もし、そういうお氣持があるならば、よろしく立法をもつて、本援護法が死文にならないように、十分考慮されんことを切に希望いたします。

いうことがございます。手足をなくせられた方が、その手足のなくせられたことの理由以外のことでは死亡された場合は、遺族に対する年金は十分の六にするという意味でございます。しかしながら、手足を切断された方が、手足を切断したという理由によつて亡くなる場合は、ほとんどないのではないかと、私は思います。松葉づえをつくために、必ず結核その他の余病を併発するものが、私たちのふだん見て参つておるところであります。この点につきまして、やはり同等の扱いをすべきであると思ひます。

以上、申し上げました中から、条文の項目を改正していただきたい点を特に申し上げますと、第一点といたしまして、十七条の更正医療を一般医療として、結核その他すべての疾病を含め、なお併発症も加えて治療していただくことを要求いたします。

第二点として、第七条二号の未復員者給与法に対する障害年金の制限規定は、削除していただきたいと思ひます。

第三点といたしまして、第七条の障害年金は、家族に対する保障も行い、かつ七項以下も年金として含めていただきたい。

第四点といたしまして、生活保護法との関係について、本法による援護はすべて収入とみなさないというようにな、あるいはそれ以外の言葉でもけっこうでございますが、何らか立法でもつて明らかにしていただきたいというふうに思ひます。

以上の私の意見を総括いたしますと、本法の中に貫かれておることは、どのようにして援護を行おうかということ

に努力することより、どのようにして制限するかということに努力しておられるのではないかと疑問がございします。すなわち二百三十一億にどのようにして合致させるか、このためには医療をこの程度にするということが行われておるのではないかと、私は疑問を持つわけでございます。またこの法案の提案理由の中には、この法は国家補償ということが規定してございします。そして国家補償という観点に立ちまして、お慰明料と言われましたように、非常に少い年金あるいは少い一時金によつてこれを補償しようとしておるのではありません。ところが支給の面におきましては、非常に生活保護的な性格を持つておるのではありません。たとへば遺族年金におきましては、月額二千円以上のものはすべて二千円に抑える。あるいは夫であるものは不具、廃疾でなければならぬ、また父母は六十歳以上でなければならぬ、また子供は十八歳以下でなければならぬというように、その者の生活条件によつてこの援護の内容を規定しようとしておられます。これは生活保護ではないかと思ひます。こういう点につきましては、非常にいい点ではないかと私は思ひます。七年間待ち続けまして、講和を控へまして、今日こういう法律が提出されまして、これで生活が案になるのではないかと期待した者もございします。しかし一番困つた者の生活が、本法によつて何ら潤うことがない、今までも通りであるならば——先ほども申しましたように、生活保護法の対象になつておる傷病者の方々が、援護法によつて何ら得るところがないならば、私は一体この援護法は何のため

にあるかと思ひます。以上をもちまして、大体私の意見を終りたいと思ひます。

○大石委員長 次は、藤村益蔵君。

○藤村公述人 私は元陸軍省恩賞課長をしております。藤村益蔵と申します。私は前後八年にわたりまして、元陸軍省恩賞課に勤務いたしまして、戦死者遺族、傷病軍人並びに出動軍人の恩給事務及び軍人援護の事務に従事しました。第一線に出動する者に対しては、あとのことは心配する必要はない、第一線に立つて大いに働いてもらいたいという激励の言葉を発して、その門出を送つたのであります。この第一線に出動しましたこれらの方は、私の言葉の通りに、一身一家の休戚を顧みることなく、報国のまことなをいたしまして、あるいは戦場の花と散り、あるいは生れもつかないかたわらになつて復員されたのであります。そして終戦後は、あのボツダム勅令によりまして、ほんとうに私の言葉ではとうてい表現することのできない悲惨な生活をされて、今日まで来たのであります。まことに同情禁じ得ないものがあるものであります。しかるに、この散りもせず、とらわれもせず、生き長らえておるものであります。この現状を見ましては、まことに断腸の思いにたえないのであります。以下私に遺族及び傷病軍人の恩給事務並びに援護事務につきまして、経験したことをもとにいたしまして、私の意見を申し上げます。

軍人恩給は、明治四年の陸軍士官兵卒給俸定期に胚胎をしておりました。明治二十三年に軍人恩給法が制定せられたのであります。この軍人恩給法に

基きまして、三十有余年にわたつて、軍人軍属が恩給を支給せられたのであります。ところが、一方におきまして文官、学校職員、宮内官等の恩給が制定実施されまして、これとの均衡調整をはかるために、統制をせねばならぬというので、幾多の曲折を経て、現行の恩給法が、昭和十二年に制定になつたのであります。その後数回の改正がありましたが、昭和九年以降は、下士官以上の軍人軍属は、俸給の中から国庫納付金をして来たのであります。こういふふうな軍人恩給は長い歴史があり、すなわちつづきのきかない軍人軍属が退職した場合、戦死した場合、あるいは負傷した場合、恩給が受けられるという安心感を持ちまして、専心軍務に精励したのであります。すなわち軍人軍属にとりましては、恩給というものの対しましては、一種の特別な関心があるものであります。しかるに、この恩給がボツダム勅令第六八号によりまして支給停止され、それがまさに解除されんとするときに、この遺族及び傷病軍人に対して当然行われるべき恩給法による年金が恩給法でなく、この新たな法案によりまして、実施せられることになりました。私は了解に苦しむ次第であります。将来恩給法特別制度審議会を設置されて、明治二十八年度からは、恩給法により支給するよう政府要路者の意見も開陳されておるような状況でありまして、そのつながりからいまして、この年金は、恩給法でやりになるのが妥当ではないか、こういうふうに見えるのであります。要しますに、年金は

恩給法によつて支給せられます権利があります。現に戦傷病者は恩給法上の増加恩給を受けておるのであります。また将来におきましては、審議されまして、恩給によつて支給されるのではないかと、いろいろな雰囲気がありますこと、これらを考慮して、この戦傷病者、遺族の年金の支給は恩給法によつて支給していただくが妥当ではないか、こういうふうに見えるのであります。

以上申し上げましたように、年金の支給は、恩給法によるべきを可なりと信ずるのであります。しかしながら、諸種の関係から本年度はこの法案でやるのやむを得ざる事情があるかとも思ひます。その場合におきまして、障害年金は恩給法によつて支給していただきたいと切望する次第であります。その理由は、恩給法の中に入れて、事務を簡単ならしめて、受給者の手に早く渡るのであります。と申しますのは、恩給法にこれを入れますれば、すなわち今の増加恩給証書を改訂さえすれば、すぐに受給者に渡るのでございます。ところが、今度この法案によりまして支給をするこの新たな法案によりまして、まず受給資格者の書類を提出させなければならぬ。それから事務的にこれを処理しなければならぬ。次に、新たに障害年金証書を発行しまして、しかる後に支給するのであります。また附則におきましては、増加恩給と障害年金とは併給しない、こういうことがありますから、厚生大臣と恩給局長との間に、煩雑なる事務が避けられぬのであります。この事務は、まづたく事務費の徒

費であります。その上に受給者の手に年金が渡りますのが、非常に遅れるという不利があるのであります。私の経験からいいますれば、こういうふうな書類を出さずして、審議しまして、裁定をして支給するということは、言葉では簡単でありますけれども、相当の時日がかかるのであります。戦時中私が事務をやつておりましたときに、やはり遺族及び傷病軍人の方々に、増加恩給等が非常に遅れて参りました。これははなはだ相済みぬと思ひまして、一生懸命に働いたのでありますけれども、それでもなか／＼思うように参りません。とう／＼恩給年金の立てかえ前貸しというのを考えまして、その当時の軍人援護会及び恩給金庫をしまして、戦死した者につきましては、恩給が渡る前に立てかえ前貸しをやつてもらいたいということを交渉しまして、両団体におきましてこれを納得せまして、そういうふうな窮余の策を講じたような次第であります。こんな経験もありますので、国の事務費を節約する点におきましても、また受給者の利益からいたしまして、ぜひ障害年金だけは恩給法に移して、そうしてなるべくすみやかにこのかわいそうな傷病軍人の方々に支給していただきたいと切望する次第であります。

次は、この法案による援護の金額が、あまりに僅少であるという点であります。私の経験からいいますれば、国防治安の予算は、国家の存亡に關するといふ絶対的な要求から、一括して思い切つた予算を得ることが可能であります。が、補償費とか援護費とかは、なか／＼希望するように予算の獲得ができなかつたのが常態でありまして、このたびのこの法案実施に要します二百二十九億の予算も、多分にこのような事情もあると思ひますが、何といつても援護の金額が少いと思ひます。で、障害年金につきましては、前の参考人が言われました通りに、特別項症というのは、始終病床についておられなければならないものであります。複雑な看護を要し、付添人がいるのであります。それが月に五千円というのは、これは何といつても少いと思ひます。三項症についても意見があります。したが、私は重複を避けます。なお遺族の場合につきましても、妻一万円、その他の遺族五千円の年額では、あまりに少いといわざるを得ないのであります。

次は、戦没者の遺族中、父母が六十歳にならなければ年金を給せられないといふのは、酷ではないかと思ひます。あります。終戦直前に戦没しました者が、かりに今生存しておると仮定しますれば、もう三十になつておるのであります。この戦死者の両親が、まあ二十で結婚したとしても、五十にはなつておるのであります。ところが一般の勤労者は、五十に達しますと労働能力が低下するのであります。この労働能力の低下します五十以上の者に対しては、ぜひひとつ御議論になつて、この年齢を制限をしない、すなわち戦死者遺族の親は六十歳以上でなければやらないという制限をしないといふことに、御議論をお願いしたいと思ひます。私の知人が五十五で一人むすこをなくしまして、今はいかに帰つて、わずかばかりの土地を、非常に苦しんで耕しておりますが、このことを思つて、まことに同情にたえずに申し上げる次第でございますが、六十歳以下の親に年金を給付したからというて、予算面におきましては、あまり大なる影響はないかと思ひます。ぜひ御議論をお願いしたいと思います。

次は、恩給金庫の復活につきまして、戦傷病者遺族に生業扶助をいたしまして、生活に光明を与えますことは、この金銭給付と同様に、大切なことであります。しかるに、これらの者が生業を営むためには、資金に窮するものが常態であります。が、本法案におきましては、年金も一時金も、担保に供することはできないと、こういうふうな規定してあるのであります。いくら高利貸しが委任受領の形式により、あるいは本人の受領を仮装して、脱法的にこれをこういうような金融業者に担保に供するようになるのであります。それで、前の半官半民の恩給金庫のようなもの復活していただきまして、低利で担保に入れ、生業資金の獲得できましますように、御考慮をお願いする次第であります。

本法案におきまして、三年を越える懲役もしくは禁錮の刑に処せられたる者、及び在職期間内における職務に關する犯罪により、禁錮以上の刑に処せられた者には、さつきも公述人が申されましたように、障害年金は支給しないとなつております。この法案の刑は、国内法の刑のみをさすといふのであります。すなわち、別に私は意見はありません。しかし、戦犯の刑もこの規定を適用するということになりますれば、はなはだ不合理と申さなければならぬのであります。戦犯の判決は、国によつてまち／＼でありまして、同じ裁判所におきましても、不統一であります。多分に、勝てば官軍的な、また報復的な感情が入つておるのであります。今、巢鴨拘置所では、逐次仮釈放にはなつておりますけれども、なお六十名の戦傷病者が獄窓につながられておるといふ現状でありますので、戦犯による刑は、国内法の刑に準用されないように希望をいたします。

以上で私の陳述を終わります。

○大石委員長 御苦労さまでした。

次には中川廉君。

○中川公述人 神奈川県民生部世話課長、中川廉でございます。

遺族の方々と、毎日直接窓口で接しております世話課長といたしまして、六年間にわたりまして、物心両面において、まづたく手かせ足かせの状況において苦しんで参りました戦没者の遺族の方々、こういう方々にとりまして、国家補償の線によりまして、講和発効後、こういう法案をつくつていただきましたことにつきましては、ほんとうに早天の慈雨を望んでおる状況でありまして、その期待の度は、まことに強いものがござります。そういう方は、戦争に際しましては恩愛の情を断ち切れぬままに、肉親等を国に殉じさせたのであります。その遺族の方々が、精神的にも、また物的にも、国家の補償といふことを強く念願しておられる状況は、われ／＼毎日ひし／＼と感ずる次第でございます。しかもその期待の度の大きいこと、もう一つは、この業務をすみやかに実施をいたしまして、お金が早くいただきたいといふことを熱望しておられます。

この法案全般につきましては、おこがましいことは申し上げ切れぬのであります。が、われ／＼遺族の方々に接しましたりいたしておる間に、何となく戦前に約束をされたところの恩給であるとか、あるいは扶助料といふものにつきまして、今、敗戦はいたしましたものの、その形態がそう大きくかわつておらない新しい国家におきましては、一応その形におきまして、財政の許されます範囲におきまして国家が補償をしていただくといふことは、当然であるのではないかと、またこれが民生の安定に寄与する大きなことではないかと考えられます。

なお、小さいことになりましたが、その期待の大きいところに、この法案に盛り込んでおりますところのいわゆる年金の問題でございます。これが何となく少いのではないかと感じがいたします。われ／＼取扱つておりますところの未復員者の給与であります。が、未復員者は、今妻でございましたらば、本人の俸給一千元、それに妻としての給与六百元、千六百元をいただくのであります。これがほとんど遺族とすれ／＼の方々であります。そういう方々がまたその生活をいたしましては非常な苦しい生活をいたされております。そういう方をもう死亡に持つて行かなければならぬという書面がたくさん出ております。これを死亡処置をいたすといふときに、一番気になる方は、今まではまあ千六百元に達しておつたにかかわらず、この法案によりましてその額が平均千円にもならないといふことが、なぜか不安な気持ちをわれ／＼に起させます。でき

まするならば、そういう未亡人になられた方には、特別の御配慮をいたしたい、こう感ずる次第であります。

次は、この業務は、結局都道府県が実施することになるのであります。で、われわれ一生懸命に努力はいたしておりますが、この法案が発効をいたしますときに、おきましますところの市町村におきまします状況は、どうであらうかというのを考えてみますと、遺族は御承知のように、まず年金、一時金の請求書を提出しなければなりませんので、それをもらいに市町村に殺到をいたします。しかも、戸籍簿本をもらいたという生計依存とか、同一戸籍にあつたというふうな証明書をもらう、あるいは不具慶の証明書をもらう、そういうふうなことを一時に市町村の窓口に向ひ込みます場合におきまして、實際市町村は悲鳴を上げるのであります。従いまして、これもできませんことならば、市町村長にこの業務を義務づけていただくというものでありまして、義務づけていただくとして、しかもそれに対して予算の御考慮をぜひお願いしたい、こう考えます。この業務は、われわれは何とでもいたしまして早く判定審査をいたしまして、上司の裁定を受けて、お金を早く渡すということがあるのであります。六箇月ぐらゐでやつてしまえというお示しがござります。そうなりますと、市町村ではさらにそれよりも早く二、三箇月でこれをやらなければならぬということに追い込まれます。従いまして、その業務量というものが非常に殺到いたします。ただいま市町村の業務というものは、もう地方財政の現状で手一ぱいでございまして、ぜひとも義務づけるとともに予算のことを御配慮願いたい、こう申し上げる次第でござい

ます。非常に引受けることになると思ひます。それで、相談業務に要する人の問題、その賃金の問題につきましても、ぜひ市町村の仕事を義務づけていただきまして、それに対しまして、この予算を御配慮いたしたい、こうお願い申し上げる次第であります。

以上でござい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

た、非常に引受けることになると思ひます。それで、相談業務に要する人の問題、その賃金の問題につきましても、ぜひ市町村の仕事を義務づけていただきまして、それに対しまして、この予算を御配慮いたしたい、こうお願い申し上げる次第であります。

以上でござい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

と、現状におきまして大体どれくらいの違いがありますか。ただいまのお話では、上簿下厚になつてい

点につきましては、こういうむずかしい問題でありますし、七項症及び傷病年金に該当する者も、ほんとうにかわいそうでありますから、私はやつてもらいたいと思うのであります。さつきは予算の関係から、そのほかの重傷者及び遺族に対しても、金額が非常に少くありますので、その点御遠慮申し上げたような次第であります。

○金子委員 公述人浦田さんにお願いたします。ただいま六項症の問題が出ております。この項症の境界が非常にむずかしい問題であることはよくわかるのであります。実際に患者の方の中に入つておりました、現行の各項症の切り方に矛盾がありましたら、その点を実例をあげて述べていただきたいと思ひます。

○浦田公述人 お答えいたします。大体恩給法の別表によりまして、特項症から項症の段階がわかれておるのであります。四肢の切断、あるいはそういった外傷に對しましては、割と明確に示されておるのであります。しかしながら、内部疾患に對しましては、非常にあいまいになつておるのであります。私たち内部疾患の患者からその意見を申し述べますならば、結核患者で五項症を裁定されたら、次の恩給の申請のときまで、五年間生きておらないというのが、当時の私たちの常識でございました。現在は医学も相当進歩いたしました。死亡率も減少いたしておりました。胸部疾患の場合は、非常に項症の決定が酷になつております。すなわち傷病者で特項症あるいは一項症の方が、介護を要し寝ておられるという状態とまったく同じ状態で、胸部をわずらいながら寝ておられるという

場合でも、それが胸部疾患であるために六項症その他に属するわけでありまして、私自身こうやつて外見から見ますと何ともございませぬが、片肺が全然ありません、この右側の肋骨を十本切断しております。これでやはり昭和二十二年に七項症の一時金千八百円を封鎖していただいたきりでございまして、療養費すべて、その他医療費まで、いつ打ち切られるかということで、約七年間を自分で療養して参りました。

○金子委員 それに関連したことですが、脊髄関係の病氣は、どんな程度になつておりますか。

○浦田公述人 特に胸部疾患の場合、カリニスと申しまして、脊髄が全然胃された場合がございまして、この方はいわゆる外傷のほんとうの重症の方と何らかわらない、むしろそれよりも苦痛なものでございまして、ギブス・ベッドと申しまして、ベッドに体を結びつけたようにして、すべてのことをなしている。横に向くこともできないという状態が、三年も四年も続かなければならない。しかもこういう状態の方は、ここに申し上げるのもなんでありまして、回復する率が非常に少い、そのまゝ悪くなつて行かれるという状態でございまして、そういう方でも、五項症もあれば一番いいところではないかと思ひます。

○大石委員長 他に御発言もないようでありますから、午前中の公聴会はこれで休憩いたします。

午後零時二十九分休憩

午後二時二十二分開議

○大石委員長 休憩前に引続き會議を再開いたします。

公述人の陳述並びにそれに対する質疑を続行いたします。佐伯藤之助君。○佐伯公述人 私は神奈川県民生委員の佐伯藤之助でございます。今日民生委員として、この貴重な公聴会にお招きをいただきまして、非常に感激をいたしております。また社会保護者としての責任の非常に重大なることを痛感する次第であります。愚見を申し上げる前に御礼を申し上げます。

この法案につきましては細部にわたります。承知をいたしております。先刻各公述人の方々の御意見も拝聴いたしております。私どもとく／＼学者でも知識人でもないのでもございまして、大正十一年から三十年間民生委員をやつております。さようなことで平素扱つておる者としての立場から、愚見を申し上げたいと思ひますが、御清聴をいただきますれば非常に光栄に存じます。

従ひまして総括的に申し上げます。先刻公述人の神奈川県の世話課長の中川さんから、この法律の施行につきまして、市町村長が全然関係のない立場に置かれておる、ぜひ市町村長にも行政の義務をつてけることがいいというお話がございましたが、この点は私も同感でございます。何となれば、児童福祉法における児童福祉司が各都道府県の知事に直結をいたしております。市町村との関連が非常に稀薄なために、活動が思うように行かない実情は、皆様方御案内と思ひます。

今日におきまして、遺家族の方々、傷病軍人の方々の実際の数は、なか／＼つかみにくい、日に／＼異動しておる実情でありまして、かくのごとくに流

動いたしておる状態を把握するのは、府県だけではできないのであります。て、その地元の市町村がこれに加わる、そうすれば、調査も完全に行きますし、また法の運営の上からも完璧が期せられる、こう考えますので、ぜひこの点は市町村長にも義務づけて、この仕事の密接なる関係をお持ち願ひたいということを先に申し上げます。

まず、この法案であります。傷病者の方の問題もありますが、これにつきましては私はしろうとでありまして、専門の方がどつさりおられるのであります。その方々からひとつお願いしたいと思ひます。ただい／＼な施策があげてございまして、羊頭狗肉にならないように、これを十分具現していただいて、より以上のことをやつていただきたい。従来ややとすれば法律は幾多出ておりますが、なか／＼実効がない。かくのごときことは、はなはだ困るのであります。どうぞこれから傷病者の方々のため、十分なる施策を実現していただきたいということを希望いたします。

次に遺家族の問題であります。この御遺族の方々の問題について、私の力点を申し上げたいと思ひます。この法案は、私、まことに浅学であつてよくわからないのですが、どうも国家補償を意味するものであるのか、援護を目的としておるものか、私にはわからない点がある。戦没軍人及び軍属の方に対する国家の賠償的な補償として一時金の五万円というものは、はなはだ過少であると思ひます。何となれば、まずこれを米に換算してみたいと思ひます。満州事変勃発の前年である昭和五年八月の米の二等米を考

てみたのですが、横浜では一升が三十三錢九厘に相なつております。ところが昭和二十六年八月の配給米の価格は、九十四円八十錢と相なつております。まさに二百九十四倍の差であります。そういたしますと、一時金の五万円を全部金にいたしました、これを逆算すると百七十円になつてしまふ。総理府の統計局のCPS及び私どもの実態の調査によりますと、昨年十二月には五千円くらい一人がかつておる、これが六大都市のCPSに相なつておる。去年十月から物価が上つております。八月、九月、十月を平均しますと約四千元程度どうして一人がかかる。五人暮しならば二万円かかる。というところが、一般の世帯のように承知もし、CPSからも、そういうような数字が出ております。そうしますと、五人で二万円ということ、結局今の五万円もいまして、これは二箇月半ぐらいしかささえられないところの生計費になつておるという計算を立てましてございまして、そこで先刻公述をなさいました藤村先生に伺つたのです。藤村先生のお話によりますと、満州事変の当時は、死没なさつた方の特別恩給という一時的な恩給が、恩給のほかにあつたやうであります。それによると、大體上等兵ぐらいでもつて千六百円もあつたやうなお話を、ただいま伺つたのです。この千六百円を今のうちに二百九十四倍すると、何と七十四万円になつてしまふ。えらい違いがここに出来て来る。上等兵さんが七十四万円、現在の金でもらう。しかるに法案は五万円だ。五万円はその当時の百七十円です。当時は、約六十円あれば

五人世帯が暮せておつた。CPSを逆算すれば出す。とにかく二箇月半の金にしかならないということになりまして、これは国家財政としてはたいへんありますが、少いことだけをおし上げておきまして、これのおくをおふやしたならば、昔の軍人さんと同じようになりはしないか、こういうことを思ひまして申し上げるのです。でありますから、できるなら御増額をお願いいたしますが、もし国家財政からどうしてもできないということであるなら、今後の措置として、恩給法をおつくりになるときに、十分なる御考慮をいただきたいということを申し上げます。

次は、年金の問題であります。これは生活権の保障を意味するものであるのか、あるいは生活保護を意味するものかということに、私は迷うのであります。そこに一つの疑点を持つのであります。私は年金のお取扱いに對しましては、結論をいたしまして、生活保護法とは切り離して、この法案は恩給法の復活の前提としての、恒久的な立法でなくして暫定的な立法でありたい、どこまでも弔慰を意味したところのものにしていただきたいということが、私のお願いであります。そうでないと、いわゆる生活保護法の平等の原則ともぶつかつて来るし、なかなかむずかしい問題になりますので、ぜひ切り離しまして、弔慰の意味でお取扱ひをお願いしたいと思います。これにつきまして、いろいろ仄聞するところによりますと、その運営は、しかるべく各府県でやつてもらいたいというふうなことも、ほのかに聞いたので、これはうそかほんとうかわかりませんけれど

も、そういうことは、事務当局が非常にやりにくいし、しかも不公平がそこにあることであるから、どうぞ法律をおつくりになる上において、はつきりと、これは暫定的な立法であつて、弔慰を意味するものであるというふうにお願ひをしたいと思います。

その理由とするところを申し上げたいと思ひますが、年金を遺家族の生活権の保障といたしますときは、憲法の二十五条に定むるところの最低生活を保障する現行の生活保護法からいたしますれば、これは基準の額をはるかに下まわつてしまふ。さつきもお話があつた通りであります。突例はあとで申し上げます。たとい一時金の六分付の国債をいただきまして、その利子を加算をいたしましても、最低生活を保障する程度までのお金に至らないというのであります。また援護と解する場合に、恩給法に移行して、恒久法としてこれが交付されるときは、当然生活保護法に優先するところの法律であります。優先法としてその方で扱われますから、どうしても引かなければならないということもできて来ます。

いま一つは、生活扶助を受けておられる御家族の方にあります。生活保護法の第四條の保護の補正性によつて、今申し上げましたように、どうしてもこれは引かなければならぬというふうなことができて来まして、せつかく今回の、先ほど委員長のお話の特別な弔慰であるという国家並びに国会の御好意というものが、反映しないうらみがありまして、それがもらわないと同じことになるということで

は、かくのごとき法案をお出しになる必要はないと思ふ。出す以上は、その気持になつてもらいたい。同じことにならば、出さない方がいい、私はそう思ふのです。

それからもう一つは、控除されますと、更生しなくなる。御案内の通り、私も三十年もやつておりますが、保護というものは、保護が目的じやない、一日も早く更生したい、しかして生活保護を受けている人たちは、何も喜んで受けてはおらぬのであります。今日の憲法によつて、それは国民の権利である、決して慈恵的なものではないといふことはわかつておる。しかし、もたらう人の身になると、肩身が狭い。だれも喜んで、いばつてもらつて

いる人はない、早く保護からのがれたと思つておる。だから、このお金をいただいても、みんな借金してしまふ。一体今の生活保護法の基準なるものが低いのですから、これでは暮せないう。そういう人たちは、少くとも借金も返し、子供に一枚でも着物を買つてやれることにおいて、国会並びに国家のありがたひ恩典に私は泣くだろうと思ふ。それにおいて初めてこの法案が生きて来るのだ、こう思われるのであります。そしてそれが更生して行く

ことができれば、非常に社会福祉の上からもけつこうなことじやないだろうか、こう私は考えます。さうなわけでも、ぜひひとつ暫定的な措置として、弔慰の意味でお出しださることが妥当だと思ふのであります。もし願へるならば、先ほど遺族の子供衆の問題が出まして、どなたから御質問がございましたが、私は児童福祉法の面からい

障して、引かないことはむろんのことであつて、これはめんどうを見てもらいたい。もし生活保護にかかつておる人たちの保護を引くならば、五十万円、百万円の収入のある人がうんとある。そういう御遺族もあられる。生活保護にかかつておる御遺族の方もあ

る。片方は二万円、三万円もらつても、これはお小づかいです。片方はこれによつて質屋の借金も返すことができる、ほんとうに子供さんを喜ばすことができる。そういうことになつて来るといふことは、決して平等じやないと思う。困つた人によつて平等じやないわれ／＼最も平等だと考へるのであります。

その次に一つ申し上げてみたいことは、この場合突例を一つ申し上げてみたいと思ひます。まだ神奈川県全部の突例は掌握しておりませんが、かような家庭がどういふ状態にあるかということをおし上げてみたい。これは横浜で早急に集められた最近のものであります。私の関係しておるところに、子供一人でもつて残つておるのがある。父親は昭和二十年に三十五歳で戦死しました。母親は満州から帰つて来るとき、昭和十九年に、二十八歳で

方不明になつて、子供一人残つたのであります。現在十二の子であります。ところが、この子が結核にかかつておりまして、普通の学校ではやつて行けませんので、特殊の、そういう弱いらだを持つておる子供の行く学校にや

ろん収入は全然ありません。ところが、国債の六分付をやりますと、三千円、しかも五千円というものが子供と

なりまして、これを十二箇月で割つてみると、月に六百六十円という勘定が出て来ます。この六百六十円を千九百六十円から引いてしまつたら、教育も何もできないことになる。しかも職業も何もない、無収入であつて学校へ行つて

いる。こういう子供はいかにしてこれをやるかといふことが、私は大きな問題だと思ふ。かせげる人はよろしゅうございしますが、こういう子供は、無収入でありますから、これから引くといふことは、どうかと思ふのであります。

その次の例は、子供を四人持つておられる遺家族であります。これまでの生活保護の基準は、これが八千九百四十六円でありました。先刻七千円というお話がございましたが、七千円にまだ学校給食及び教育費を加えて行きますから、その基準ははるかに上つて参ります。この中から品物をもらつたりいろ／＼しますから、これを引きま

与えると思ひます。更生の道を大いに妨げるであらうと思ふ。

そのほか老人夫婦の例もございませう。そういうふうないろ／＼な例がございまして、大体私が住まつておる神奈川におきましては、一人世帯の軍人軍属の遺家族で生活扶助にかかつておるのが二十三世帯、二人世帯が二十七、三人が二十六、四人が十二、五人が十一、六人が三、七人が一というふうな割合であります。横浜市全体の数字を申し上げて、このようなお金がかかるべきならば、いかに影響するところが大いにかといふことをひとつ御参考におし上げたと思ひます。

横浜市二十七年三月二十日、ついでこの間現在であります。軍人、軍属であられまして生活扶助を受けておる方の世帯が七百六十三世帯ございませう。そのうちに未亡人世帯が五百四十八ございませうから、七一・八％は未亡人です。人員は七百六十三世帯の分は二千三百二十七人、未亡人世帯が一千七百八十六人。横浜市の現在生活扶助を受けているところの総世帯がどのくらいかといふと、これは異動いたしておりますが、約六千四、五百くらいになつておりますから、約一割一分五厘くらいまでが、これらの軍人軍属の遺族の方において生活扶助を受けておる、こういうふうな相なりませう。これを全国的に見ますと、非常なる影響を持つております。大きな衝動が起つて来ると思ひます。身体障害者の軍人軍属の方は割に少いのであります。それでも横浜全市を通じてと相当の数に上つております。

○大石委員長 佐伯さん、恐縮ですが簡単に……

○佐伯公述人 それでは、今申し上げましたようなわけでありまして、長くなりましてからやめますが、御質問がございまして、いかようにもお答えいたします。

○大石委員長 それでは杉野夫君。○杉野夫君 私は社団法人白鷺遺族会理事長の杉野夫でございます。本日ここに戦没者の遺家族援護法案に關しまして公聴会を開かれまして、私の所見の一端を述べさせていただきます。御意見を伺ひたいと思ひます。国会に對しまして深甚の敬意と感謝をいたすものであります。

終戦以來七年たちまして、あのころとんとした世相の波に、ともすれば押し流されようとしておる遺族の方々の現状を見まして、一人でも多くの方々を援護申し上げ、また一人でも多くの遺族の方々に喜んでいただく、そうして早く更生の道をたどつていただきたいと思います。誠に誠意今日までやつて参りました私たちの会といたしましては、ようやく本日に至りましたここに法案の立案を見るに至りましたことを、心から喜ぶとともに、一日も早いその具現方を切望してやまないものであります。と申しますのは、諸般の国際情勢その他からして、今まで遺家族の援護対策が意のごとくなされなかつたという実情で十分御承知のことと存じますが、今回のこの遺家族の援護法案にいたしまして、国家がこの苦しいときにこれだけの国費をさいて、しかもその援護に当らうとしておるにもかかわらず、種々の物議をかもし出しておるというところは、一体どこにその原因があるのかといふことなのでございませう。

ののかといふことなのでございませう。やつと今日までささえて参りました私たちといひまして、はつきり申し上げられませうことは、そこに何らの愛情が見られなかつたからだといふことなのでございませう。病氣のために肉親の方を失われたとしても、その悲しみはまことに深いものがあると思ひますけれども、ましてや健全な父や子、兄弟、夫を国にささげて顧みられなかつたこの遺家族の方々にとりましては、その御心中は察して余りあるものがある。私も思はれるのであります。戦没者の遺家族援護の根本精神をなすものは、まずもつて精神的な援助と申しますのは、ただ淡々とした気持ちのままに散華された方々の死が、国家のために犬死ではなかつたといふことを、まずもつて遺族自身の方によく納得していただくことが、一番緊急な問題ではないかと思ひます。それを同胞の戦没といふことを、ただ単に金銭的な取引のごとき感じを抱かせるようなことになつておられます現状においては、まことに憂慮すべきではないかと考えるのであります。もちろん、私どももいたしましては、本法案の中に盛り込まれた支給の対象を広げてほしい、あるいはまたその給付の金額を増額していただきたいとか、あるいはまた分償の償還の期限を短縮していただきたい、または年金を一時に渡していただきたい、一つ／＼の項目については、まだ、改善の要はあるとは思ひますが、こうした経済的な援助といふものは、その範囲が広がれば広がるほど、收拾がつかなくなることもありましようし、またたどたどが納得し得る最良の線かといふことは、線が引けないのじやないか。

遺族の方々として最良の線を引くといふことは、なくなつた子供たちを帰してくれといふことにあるのではないかと申す。この点におきましては、先刻開会の傍ら、委員長の言われましたように、現在の段階における経済的な援助は、あくまでも国家補償の形にないで、できるだけ与えていただくべきである。そして今回のこの御処置がよしなされたとしても、講和の締結その他によつて、よりなし得る段階になりました際には、まづ先にこれが施策を立てていただきたいとお願いする次第でございませう。

終戦後今日まで、数多くの遺族会といふものが結成されて、そうしてまた消滅して参りました。その原因は何かと申しますと、従来の遺族団体といふものは、遺族だけの力で運営されておる。遺族の方は、ほとんど年老いた方が多いのでございませう。従つて、力弱い存在であつて、また政治的に利用されたり、あるいは単なる寄付金集めに終つてしまふというやうなことで、いつも遺族の方々の心情といふものが表面に出ずに、世間の目から批判を受けて参つたのであります。こうした遺族の援護問題といふものは、国民の中から盛り上つて来る感情によつてささえられて行くべきである。従つて遺族自身は、むしろ謙虚な気持ちで、そのうした盛り上つて来る感情について、受け入れられる立場に立たるべきではないかと考へる。遺族自身の方が発言され、遺族自身の方が申し上げることは要求になり、あるいは陳情になる。そのうした姿ではなくて、国民の中から遺族の方をお救いするような気持ちを持つて行くのが、こうした遺族問題の根本

精神をなすものではないかと思ふのであります。私たち、ほんとうに紙一重の生活から生還いたしました三十歳前後の若い者が、それ／＼の会社の勤めのかたわら、今日まで微力を尽してその援護に當つております。われ／＼の周囲におられる遺族の方々は、その実情をよく御存じになつて、ほんとうに満足していただいて、心から自分たちの子供、自分たちの肉親が生きて返つて来て、生れかわつて来てくれているのだといふふうに、喜んでいただいております。現状からいって、こうした力を助長せしめることが、この法案の施行の最も力強い前提とならなければならぬのではないかと、いふふうに考へます。しかしながら、反面、若い者だけの集まりでもあるときには、非常にそこに行き過ぎの点等もあると思ひます。その点につきましては、今後とも国会議員諸賢及び国民の力強い支持によつて、是正していただいて参りたく存じておる次第でございませう。

次に、今回の法案の立案に際しまして、全国の遺家族の現況調査等も行われたかのように承つておりますが、これもやはり従来の通り一べんの事務的な連絡だけに終始したように見られます。それに伴つて、ある程度の国費の支出もなされたかのようにも聞いておりますが、現在ただ一つ全国的に法的に認知されておりますこの社団法人の私たちの会にすらも、何らの御連絡がない。また日本遺族厚生連盟の方に先ほどお尋ねしてみても、そこにも何ら御連絡がなかつたといふことになりますと、一度で済むことが二度、三度の手数になる。それ／＼の民間団体に来れば、そこでもつてある程度の一括し

た資料なり統計なりが出ることもあるのです。今後の運営におきましても、政府におかれましては、むしろこうした場合に、その実をあげるために、民間団体を利用され、またその施策をなさる場合にも、より国民の声を聞かれる立場からいって、民間団体の活用というところをさせていただきたいと思うのでございます。と同時に、私たちの会にいたしましても、あるいは日本遺族厚生連盟にしましても、各地の都道府県にありまます遺族厚生会にしましても、ともなうまことに苦しい財政の中

ないように、私たちとしてはできるだけはやるけれども、国家として援護のできるまでがんばっていただきたいというふうにお話する以外に、手がなかつたのであります。そういう意味からいっても、それは各遺族団体も同じだと思ひますが、その相談に應ずる応急対策費を、何とかして支給していただきたいと思ひます。

最後に、連合軍その他から種々の制肘があるやにも承つておりますが、私たちの会にいたしましては、あの終戦の翌年の大混乱のさ中に、東京築地の本願寺におきまして、全国から遺族の方々に集まつていただきまして、敢然と大慰霊祭を行つたのであります。當時は、MPがうしろを全部取巻いておりましたけれども、翌日私がCIDに呼ばれたときにも、はつきりと人間愛の骨子を申しましたところが、よくわかつてくれました。ただ、事情がさういうことだから、今は遠慮しろというやうな話がありました。それ以後、毎年春秋二回、東京、大阪、京都、八幡、神戸等で慰霊祭を行つて、ともなう遺族の方々となき方をしのんで参りました。単に慰霊祭をやるだけのものでは

の声だというふうに考えられます。私たちとしましては、どんなときでも、必ず共通一貫した美しい愛の精神があるというのを信じております。私たちの年代またはそれに続く年代は、ともすればロスト・ゼネレーションとして、非常に苦境の中に育つた世代を送つております。しかしながら、必ずやこの遺族援護問題の解決を機に、新

に對して、私たちは、まず感謝をしななければならぬと思つたのでございませう。負けたからといつて、国がやろう、与えようといふものに対して、それが不足だとかなんとか文句を言うまで、なぜ卑屈になるのか。ここまで参りましても、私は日本人として、やるといわれたら、素直に受取り、感謝するといふ氣持を持つてほしいと思ひます。

私は遺族の方の未亡人ではございせん。で、遺族の方の未亡人が私に訴えられるのは、早く何とか支給してもらいたい、何か文句を言う方は余裕があるのではないかと、というやうなことを言つて、とにかく一日も早く支給してもらいたいんだということを訴えた未亡人があるのではありません。ですから、それをよく／＼考えていただきたい。しかし、考えてみますれば、今申し上げましたように、苦しいがまををして来て、今までもえなかつたものを、とにかく今度支給されるといふことを公にされた。そうすると、お腹がすいてゐるのに見せびらかされて、お預けを食つてゐるかつかうじやないかと思ひますので、一日も早くこれを発行していただきたい。けれども、これはあくまで暫定的なものにしていただきたいのでございませう。

で、できるならば調査費の一部あるいは応急対策費というものを、その実情に應じて支給していただければ、幸ひこれに過るものはないと思うのであります。と申しますのは、私たちの年代で戦死した者にしてみますと、大體親一人子一人、あるいは女房をもちつて間もない者というのが非常に多いのでございませう。女房をもちつて間もない者のことからいいますと――四月六日の沖繩戦の特攻で逝つた者の遺族の方々からいって、去年今年が、大體その子供たちの就学期に當つております。せんだつても、一人の未亡人の方が私のところに來られまして、今までがんばつて來たけれども、ここで国家が立ち上つていただかなければ、自分たちとしては、もうキヤバレーへでも料理屋へでも行つて働く、そこまで行かなければならぬのだということを行つて相談に來られました。私たちとしては、何とかしてあげたい。またキヤバレーなり料理屋なりの内幕ということも、私たちは人一倍よく知つておりますから、そこまで行つていただか

以上、結論いたしまするに、本法案に對しましては、最大の改善を条件といたしまして、一日も早く見現を切望いたしたものでございませう。第二番目といたしましては、できる機会になれば、より以上適切な措置をとつていただきたいとお願ひいたします。第三番目に、遺族の援護対策に對しましては、できる限り民間団体を活用していただきたい。第四番目は、民間団体に對して調査費あるいは応急対策費を支給していただきたい。最後に、早急に國家の手によつて慰霊祭を舉行していただきたい。これが私どもの会の、まだ私の見解であります。

額が少い、もつとふやしていただきたいという願ひの合掌をしております写真真が、いつかの新聞やそのほかに出ておりましたやうでございませう。なぜあれを、一応とにかく考えていただいて、これだけ支給してくださるという氣持に對して、感謝をするという合掌にしないかと、私はつく／＼あれをさびしく考へたくらいでございませう。でございませうから、私たち未亡人といつても、日本の伝統のよさといふものを足げにしないで、もつとこれを植へつけ直して行くといふことについて、大いに努めて行かなければならぬいのではないかと、この責任を感じるの

七人目ともないますと、私考えておりますことをたいいおつしやられたやうにも思ひますけれども、しかしその中でも、日本の國を建て直しますのには、やはり何といつても人物といふものを養成しなければならぬといふやうなことになる、父親のない遺児といふ立場を考へて、この育英資金といふやうなものにつきましてはぜひもう少し考慮していただきたい。

が私のところに來られまして、今までがんばつて來たけれども、ここで国家が立ち上つていただかなければ、自分たちとしては、もうキヤバレーへでも料理屋へでも行つて働く、そこまで行かなければならぬのだということを行つて相談に來られました。私たちとしては、何とかしてあげたい。またキヤバレーなり料理屋なりの内幕ということも、私たちは人一倍よく知つておりますから、そこまで行つていただか

〇村島公進人 私は未亡人代表となつております村島喜代でございませう。私の申し上げたいことは、ただいま六番目の方がちやうど私の申し上げることを代表しておつしやつていただいたやうな形で、私もそれをつく／＼感ずるのでございませう。国でこれだけ逼迫しており、財政も困難しておる中に、とにかく遺族を援護してやろうといふ考へを持つてくだすつたといふこと

こゝう申したからと申しまして、決してこの法案に對して全幅的に賛成いたしておるわけではございませんで、もちろん満足できない点はございませうけれども、ただいまお話しもございましたやうに、あくまでこれは暫定的な法案としていただきたいのでございませう。私がこちらへ参ります前に、ある未亡人の方――申し遅れましたけれども、

それから支給されます場合に、十八歳未満という言葉があるのでございませうが、これは生活能力の出ます二十一歳ぐらいまで、もう三年ぐらい延ばしていただきたいと私は思ひます。

が、現在地方におられる方々の遺族

〇大石委員長 御苦勞さまでした。

〇村島公進人 私は未亡人代表となつております村島喜代でございませう。私の申し上げたいことは、ただいま六番目の方がちやうど私の申し上げることを代表しておつしやつていただいたやうな形で、私もそれをつく／＼感ずるのでございませう。国でこれだけ逼迫しており、財政も困難しておる中に、とにかく遺族を援護してやろうといふ考へを持つてくだすつたといふこと

それが五万円の公債を支給されるというのが、家内、遺児、祖父母というところまで参つておりますが、これをぜひ兄弟姉妹といふところまで広げ

第一類第八号附屬の四

厚生委員会公聴会議録第一号

昭和二十七年三月二十五日

一三

没者遺族等援護法案が、われ／＼の既得権にかわるべき暫定処置でありとするならば、それは実質的に既得権の侵害であると断ざるを得ないのであります。

私は、以上申し上げました主張に立脚いたしました。この法案を見ると、補償の精神の立脚し援護を行うと称しながら、実質的には国家補償の理念を没却し、社会保障の建前をとつており、われ／＼の主張と相いれないものであることを、明白に指摘せざるを得ないのであります。私はこの法案が、その提案の理由の御説明の中に述べられておるように、真に国家補償の精神に立脚して行われるべきであることを信じ、前述の理由に基きまして、次のごとく強く要望をいたすものであります。

第一に、この法律に定むる措置は、昭和二十七年限りの暫定措置であつて、すみやかに遺族の代表者をも加えて審議会をつくり、恩給法上の既得権である扶助料制度をも考慮し、遺族補償の具体策を立て、昭和二十七年中か、おそく昭和二十八年四月から実施することを、法文の中か附帯決議で明らかにせられたいのであります。

さらに、この法律は、遺族に対し補償をなすものであるという理念を明確にするために、戦傷病者戦没者等臨時補償法として、その第一条に、遺族に對し臨時に補償する措置を講ずることを目的とすると、明らかにせられたいのであります。

第三に、一時金という名称を、弔慰金と改めること。第四に、この弔慰金は、昭和二十七年七月以降の戦没者の遺族に支給すること。その次に、こ

の弔慰金の受給者に、配偶者や直系尊属、直系卑属のないときは、兄、弟、姉、妹、おじ、おば、または実際に祭祀を行つておる者にも支給せられたいと考えるものであります。

また受給者に關しまして、本人の死亡當時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともしたいたものという条件を除いていただきたこと、その次に子、孫に年齢制限をつけないこと、また孫に關し、他に扶養する者のないものに限るといふ条件を除いていただきたいと思ひます。次に、夫に不具廢疾の者といふ条件をつけないこと。

年金については、その名称を遺族臨時手当とすることにしたいと存じます。次に、この年金の受給者に關し、本人の死亡當時「その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともしたいたもの」といふ条件を除くこと。——これは一時金の場合と同様でございます。この年金の受給者中、父母の年齢制限をつけないこと。受給者中、孫、祖父、祖母に關し、他に扶養する者のない者に限るといふ条件を除くこと。この年金は、月割計算を行わず、權利を獲得した者に金額を一時に支給すること。最後に、この法律によつて支給される公債、その利子及び遺族臨時手当は、生活保護法の適用上、その所得とみなさないこと。

以上が私の陳述でございます。

○大石委員長 青木秀夫君。

○青木公達人 私は社会福祉協議会に上程されております法案につきましまして、若干の意見を申し上げたいと存じます。

この法案が提案されましたことは、非常に喜ばしいことと存するのでございまして、なるべく早く成立させ、早く実施していただきたいというのを考へておるものでございます。しかしながら、その内容につきましまして、今後さらに改善をお願いしたい点、また実施についてお願いを申し上げておきたいと考へられるような点について、申し上げてみたいと思ひるのでございます。

この名称でございますが、援護法案という名称を、先ほどからいろいろ御論議がございましたが、実は私も援護法といふ名称と内容とが、そぐわないような感じがするのではないかとこのところを感じたのでございまして、援護法といふ内容が、いろいろ御意見のありましたように、年金あるいは一時金といふようなもの、あるいはその他のものにありますが、大体さういふようなものは、あるいはこれは恩給に類するもの、あるいは、補償に類する考へ方が非常に多いように考へられます。ここに、これが請求といふ言葉で表現されておるのでございまして、こ

ういふようなものについては、これは率直に補償の觀念をはつきりさせた方がよろしいのではないかとこ

ういふようなもの、あるいはその他のものに、これが請求といふ言葉で表現されておるのでございまして、こ

ものでありまして、法案をつくる場合におきまして、恩給法あるいはこの系統に属するもの、国家公務員の災害補償法といふようなものに類するものと、国家の援護措置として行ふものと、別に考へて立案をされる方が適當ではないか、こ

それから、この年金等についての額の問題について、御意見がたくさんあつたと思ひます。私も、国家財政上の問題等で、こ

ういふようなもの、あるいはその他のものに、これが請求といふ言葉で表現されておるのでございまして、こ

ういふようなもの、あるいはその他のものに、これが請求といふ言葉で表現されておるのでございまして、こ

の當時は一千円が最高限度であつたものが、今回の議会で御審議になつたものは八万円になつておるのでございまして、この六万六千円といふような程度のも

私、特にこの中で氣をついたことは、こ

ういふようなもの、あるいはその他のものに、これが請求といふ言葉で表現されておるのでございまして、こ

ういふようなもの、あるいはその他のものに、これが請求といふ言葉で表現されておるのでございまして、こ

傷病軍人につきましては、雇用の促進の問題なども、あるいは事実上の措置で行うというようでございますが、官公庁が率先してこれらの者を雇用するというような方針を法案の上に表わすことが、一つのねらいとしてあげられていふものと考えております。また職業補導というような問題が、いつもたいたいまでは大きな問題に上るわけでございますが、更生医療その他の問題が出てくると同様、職業補導施設というようなものも、この法案の中に打出すことが必要だと思つてござい

ます。また村島さんからも御意見があつたと思つておりますが、育英関係がこの法案の中に出ていない。事実上の予算措置で行うというふうなお話のようでございますが、少くともその精神をこの法案に盛り込むことが必要なのではないかと思つてござい

ます。さらに、この法案の実施機関といったしまして、最後の方に若干の条文があるようにござい

ますが、この法案を生かすものは、この運営をうまくすることが必要でござい

ますので、最後のほうに若干の条文があるようにござい

ます。また村島さんからも御意見があつたと思つておりますが、育英関係がこの法案の中に出ていない。事実上の予算措置で行うというふうなお話のようでございますが、少くともその精神をこの法案に盛り込むことが必要なのではないかと思つてござい

ます。さらに、この法案の実施機関といったしまして、最後の方に若干の条文があるようにござい

ますが、この法案を生かすものは、この運営をうまくすることが必要でござい

ますので、最後のほうに若干の条文があるようにござい

ます。また村島さんからも御意見があつたと思つておりますが、育英関係がこの法案の中に出ていない。事実上の予算措置で行うというふうなお話のようでございますが、少くともその精神をこの法案に盛り込むことが必要なのではないかと思つてござい

ます。さらに、この法案の実施機関といったしまして、最後の方に若干の条文があるようにござい

ますが、この法案を生かすものは、この運営をうまくすることが必要でござい

ます。また村島さんからも御意見があつたと思つておりますが、育英関係がこの法案の中に出ていない。事実上の予算措置で行うというふうなお話のようでございますが、少くともその精神をこの法案に盛り込むことが必要なのではないかと思つてござい

ます。さらに、この法案の実施機関といったしまして、最後の方に若干の条文があるようにござい

ますが、この法案を生かすものは、この運営をうまくすることが必要でござい

うことは、それが社会保障とどういふ
関連を持つかといふことでございます
が、それは私どもが今度の戦争、いわ
ゆる公務によつて死没をいたした者、
あるいは傷害を受けた者に對しては、
國家が援護をする前に當然補償をなす
べきである、國家がこれに對して補償
をすべきであるといふ考え方から、國
家補償を求めておるのであります。そ
れがなされた後に、なおかつ社会保
障をしなければならぬような状態にあ
る者は、もちろんこれは一般の者と無
差別、平等に社会保障の中に取入れ
べきものである。

こう考えておるのでございますが、そういう意味において、社会保障に優先し国家補償をなすべきである。その国家補償は、どういう形において、何を求めているかという御質問でございます。

すが、私その点について、あまり深い知識を持つておりません。ただ、私どもが従来既得権と考えております点は、戦争に出ますときには、行つて死んだらこれだけのことがあるという約束があつた。その当時、恩給法というものがあつた。扶助料の制度があつたと存するのであります。それがボツダム勅令によつて停止されておるので、それを復活するのが当然の筋道である、かように考えておるわけで、ございませう。ただいまの御措置は、それができますまでの間の暫定措置である、かように私どもは受取つておるのであります。その意味において、この暫定措置

法の復活が、どういふ姿になつて復活をして来るかといふことにつきましては、戦前のような形そのまま復活することは、現在の戦後の諸情勢にそぐわない点がたくさんあると思うのでございします。ただいまお尋ねのように、階級の差が非常にたくさんあるというような点につきましては、これは戦後後において、戦前のようなそのままの姿で復活することは適当でない。しかれば、どういふふうにその階級差をつけるといふことになりますと、詳細な点については、今、確固たる考え方を

勢に適當でないというふうに漠然と考
えておるだけでございます。

以上で、はなはだ尽しませんけれど
も、お答えになれば仕合せだと考えま
す。

○岡(良)委員　もちろん、あまり具体的な權をを申ししても、これは尋ねる私の方が無理なことは、百も承知しております。ただ、国家補償を要求される、さらに旧恩給法の復活を要求され、特に既得權という文字を用いられるようなことになると、ともすれば、停止されておる旧恩給法そのままの復元という印象を与えようとする危険が実はあるのであります。しかしながら、実際問題として、先ほども申しましたように、この停止され制限されておる旧恩給法に基く旧軍人等につきましても、増加恩給は、大將が三人であり、准士官は七百七十人であり、上等

う点からいたしましても、乏しい国の財政力というものを、既得権とは申しながら、最も有意義に活用するという場合には、ともすれば、旧恩給法がそのままの姿において復活することを要求されるがごとき印象を与えられることは、私の感情としては、非常に好ましくないということを申し上げると同様

またの御発言中にも、恩給法の特例に
関する制度の審議会に、遺族代表を参
加せしめるといふ御意向が、強く盛ら
れておりますが、そういう場合には、
やはりこうした戦争によつて最も大き

な犠牲を受けており、特に職業軍人ではなく、生業を捨て、家族を捨て、しかも戦地において取返しのつかない不自由な身となつたり、あるいはたつと一命を失つた、こういう遺族なり当人の身になつて、最も甚大なる被害を、実質的にも、またいろ／＼な広い意味における犠牲においても、多くこうむつた者に、当然報いられるべきものが報いられるというような形において、厚生連盟の諸君が、たま／＼代表者を参加させるならば、主張をしていただきたいということ、この機会に申し上げておきたいのであります。なお具体的な点について、お尋ねい

○青木公述人 援護法という援護の觀念を、どういふふうに見るかという点點について、私は、援護法ということをやうたうからには、遺族年金あるいは障害年金というやうなもの、これは、この法にもありますやうに、權利關係でありますので、援護という觀念とは法的な用語からいふと、やや違ふので

なものこそ、援護法の内容としてふさわしいものでありますので、あるいはこれについて大日本育英会の法律があるわけですが、そういうものと、関連において、法文に表わしていた

だくことが、援護法と銘を打つからには、さわしいと思うのであります。さらに相談、指導というようなこともあります。これは直接物質的な関係でななしに、精神的な方面を考えるならば、そういう面をも加えた国家の温情と申しますか、あたたかい心を表わすような法案をつくることを考えることが適當ではないかというふうに考えるので、法文の書き表わし方は非常にむずかしゆうございますが、そういう点を、はつきり国家の意思として表示されることを、私はお願いいたしたいと思ふのであります。

○岡(眞)委員　そこで、実は委員会

○青木公述人　この他の条文とのつり
合ひをも考えますならば、ここにあ
ります更生医療、さらに補装具の支
給、国立保養所への収容等、この条文
にならつた書き方ができると思うの
でございませう。これは実をいへば、必ず
しも私は立法事項ではないと思うので
ございまして、法律に書かなくとも、
あるいは政令でやつてもさしつかえな
い事項ではないかと思つてございま
す。それを法案に書いておるのでござ
いませう。

医療というものをこの際取上げていた
だいたことは、非常にうれしいのでござ
います。それでございますので、遺
児の教育の面、あるいは遺家族の援
護、指導というような面をも、書き表

わすれが出来ると思つたのでございまして、そういうものをつけ加えるといふたしますならば、雇用に関する問題として——御承知のごとく、従前は入業者職業保障法という法律があつたわけでございます。職業に関する保障の問題、これは傷痍者の強制割当、強制雇用といふことに行か行かないかは別といたしまして、官庁あるいは専売公社、鉄道といふようなところで、優先的に使うといふような精神を一箇条入れるといふことは、法文としてできると思つたのでございます。さらに、職業補導所の設立でございます。御承知のごとく、職業補導所の設立は、別の

法律で国の機関としての設置法をつくつておられるわけですが、そういうふうなものをここに、身体障害者のために、あるいは傷痍軍人のために、職業指導の機関を国としてつくるということ、これも一箇条でつくだと思ひます。さらに育英について、あるいは高等学校までの教育について、あるいは全額をある程度まで制限すること、あるいは育英会にまかせ、あるいは別の機関をつくるということもつけようと思ひますが、これはできる問題だと思ひます。それから相談機構、あるいは指導の機構というふうなもの、たとえばたいまできでおりますところの福祉事務所というふうなことを、さらにこでうたうこともできるのではないかと思ひます。でございまして、援護法の中に、私は法文として書き表わしていただければ、つけようと思ひますのは、大体そういうふうな四項目ぐらゐさらに追加していただく。おそれくこれは、予算そのものには関係なしにできることではないかというふうに、考えておるのでございます。

○岡(良)委員 私、主として遺児の育英の問題について、実はお尋ねを申し上げたのでありますが、このことは、お母さんにとつても、死んだお父さんにとつても、一番これが大きな関心事であることは、申し上げるまでもないのであります。実は昨日も委員会、政府当局の御出席を願つて、いろいろ政府の所見をたしましたところ、本年度は大体六千八百万円の育英資金を増額する、その中で七千六百人の遺児

に育英資金として与える。そこで高等学校は五百円、大学の初年級は千九百円、高学年が二千五百円。しかし、これを支給される条件は、やはり学校の成績の優秀なる者からとすることにしよう。一般の子弟の育英資金を受け得る資格よりは、多少、高等学校で一般が五割なら一五割ぐらゐに広めよう、こういうふうなことにしたいという意向なんです。特に御存じのように授業料は、今年は大学が六千円に上ります。こういうものは、法律をもつて押えまさんと、やはり払わなければならぬものになる。これはどうするかという点に對して、大学学術局長としては、現在の大学において授業料を払い得ないものが、大体五割から一〇割あるというのを予算に見積つてある。それ以上遺児について大学の授業料を全額免除するということになると、法律の改正をしなければならぬ、こつておられる。そういうことになりますと、やはりこの際遺児の育英については、六千八百万円というものが、その所管者の任意に扱われるというところは、遺児育英の立場から、特別な遺児育英金庫というものを決定するところまではつきりさせる、あるいは国立大学における遺児の授業料は、これを免除するという規定を、この援護法案にはつきりさすというところまで具体化した方が、遺児の育英に十全が尽せるのではないか、こういう考えからお尋ねをいたしたのであります。村島さんのお考えはどうでございますか。

○村島公進人 ただいまお話を伺いまして、青木さんの方からも、るお述べになりましたのでございますが、私も母という立場、未亡人という立場で考えますと、育英の問題が一番念頭に浮ぶわけでございます。ただいまいろいろ大体の腹案をおしやつていただいたのでございますが、その程度で私たちもよろしいのではないかと思ひます。遺児でさえあれば、成績はどうであらうと優先的にということ、これはなか／＼むずかしい問題でございますから、その辺普通であれば五割、遺児であれば一五割程度というものは、まことにつけようと思ひます。こつておられる、ぜひひとつそういうふうにお考えいただきたいと思ひます。

○岡(良)委員 それから佐伯さんにお尋ねしたいと思ひますが、佐伯さんは、今度の法案に盛り込まれているこの一時金の額は、非常に低い、こういう御指摘でございますが、それでは一体どの程度にこれを引上げたら適當だと思ひになりますか。

○佐伯公進人 お答え申し上げます。私の考えでは、少くとも生活保護法によるところの生活扶助以上に、一箇月に見積りましての金額を出すべきじやないかというふうに考えます。

○岡(良)委員 そういたしますと、いろいろ数字をもつて御説明がございましたので、あなたのお手持ちの数字から逆算いたしますと、額面どれぐらゐになりますか。そうして何箇年の償還に於いて、たとえば年利子はどのぐらゐという御見当でございますか。

○佐伯公進人 お答え申し上げます。そこまで計算を持つておりませんが、国家が最低生活を保障しておるところの、いわゆる生活不能者、生活困難者よりも、低いようなものをもつて、国

家補償、あるいはこれをもつて援護資金となさることは誤りでないか、それ以上の額におくべきだと考えまして、数字はただいま申し上げられませんが、それ以上の額にしたいと思ひます。こつておられる、ぜひひとつそういうふうにお考えいただきたいと思ひます。

○岡(良)委員 実は私お尋ねしてありますのは、一時金の方なんです。要するに、公債で交付される分を申し上げておるわけなんです。そのほかに遺族年金なりというものが、また別途支給されることになっておりますので、これはやはり両者を合して、少くとも国が生活保護法によつて保障しておる生活扶助額、住宅扶助額あるいは教育扶助額等の総計よりも上まわるものでなければならぬというふうな佐伯さんの御所存でございますか。そこで、その場合に、その最低生活費というものの一部分は、公債の年賦償還の額と、そうして交債の利子によつて補填されるわけなんです。その公債の年賦償還による所得と、そうしてまたその年利子の所得と、その合算されたものが、これを還算して行くと、公債の額面としてどれだけになるかというところをお尋ねしておるわけなんです。最低の生活を保障する年額が、この公債の年賦償還における償還額と、年利子によつて補給されるというところになると、家族構成によつて、いろいろかわつて来るでしょうね。ですから、やはりある程度の基準を、その公債の年賦償還の年額と利子によつて補つて行く。あと三人、五人、六人の家族の違いは、年金によつて補う。二つの方法でやらないと、あなたのおしやるような最低の生活保障はできないわけですね。そこで、一方支給される全額の中で、公債の年賦償

還におけるその償還の額と、その利子の所得が、そうした場合に、一体どの程度のものにしたら、最大公約数的に妥当性を持つかという点について、御研究になつたことはまだございませんでしようか。

○佐伯公進人 研究したことはございせん。今お話を通り、生活保護法における基準は、各性別、年齢により、みな違ひますから、こまかく申し上げますと、なか／＼これは個々の問題になりますから、研究したことはございせん。

○岡(良)委員 佐伯さんはいろいろ数字の方を御研究なので、この機会に私も勉強させていただきたいと思ひまして、関連してお尋ねを申し上げます。こでございまして、御存じのように、この四月から大体生活保護法による扶助額は引上ります。東京都では大体七千円というところへ参ります。ところが、昨年十月のCPSから勘定いたしますと、五人世帯の大体の東京都における一箇月の生計費は、支出において一万六千七百八十円という数字を出しております。そのうちで大体飲食費が九千三百七十八円という数字を出しております。ところが、生活保護法における本年四月から支給される生活保護費においては飲食費は五千四百四十円、住宅扶助、教育扶助を合せて、七千六百三十六円。従つて、後段ではエングル計数は七一であり、また前段では五五。一般家庭の一箇月の生計支出は、そういう計算になつております。そこで生活保護法のこういうものを基準として、最低の生活費ということ、遺族の給与が押し切られるということでは、遺族にはお気の毒じやない

かと私は思うのであります。そういう場合、やはりこれを補正しなければならぬと思うのです。だから、CPSに比へまして四五%の割合ですべての物価を見積つて、最低生活費を算出しておるといふ現在のやり方は、非常に不適正じやないか、国民の最低生活というものは、もつとCPSを、あるいは六割に見るか七割に見るかしなければならぬので、これを五割以下に見ておるといふことは、最低生活が、ただ量的に下つておるのではなく、質的に非常に大きく低く落ち込んでおるといふ懸念を私も感じます。あなたの御体験から、またわれ／＼が法案を検討するための重要な資料にもなるわけでありまして、一体現行の生活保護法に基く生活扶助、この四月から実施される七千円は、昨年十月のCPSに比べて、物価を四割五分のところに抑えて算定されたもので、これでは補正されなければならぬとするならば、一体CPSを何割のところにこれを補正するのが妥当であるか。同時にまた、最低生活が、四月からのエンゲル係数では七割一分となつてゐる。これは一体どの程度に補正されなければならぬか。六〇に補正されるのか、六三に補正されるのか、この点について、われわれはこの法案の審議に非常に重要な参考になるのですが、あなたの多年の御経験から、何かわれ／＼にとつても参考になる御所見があつたら、承つておきたいと思ひます。

○佐伯公進人 それでは申し上げます。ただいまの生活保護における基準は、今お話の通りに、実際の最低生活者の実態調査に基づきまして、それに合致しているところの基準とは考へてお

りません。しかも最低生活並びに文化生活を憲法二十五条で保障してゐながら、今お話の通りに、飲食費が非常に高い、これもその通りであります。それで例を申し上げまして、どのくらいにしたらよからうかという考へを、ひとつ述べさせていただきますかと思ひます。

昭和五年の八月であります。一、いゝゆる救護法の公布が昭和四年でありまして、七年にこれが実施された、その前の昭和五年の大阪市の状態から申し上げます。大阪市の八千四百五十五世帯について、人口三万四千三百四十八人の実態調査を行いました。これは今日いゝゆる生活保護法の適用を受けている人々、いゝゆる方面委員カードに載つておる連中を調べた結果、一箇月の家計支出は、何人世帯ということはおわかつておりませんが、平均いたしまして、三十五円九十一銭に相なつております。そして食費を見ますと十七円八十九銭になつております。この食費の方の計算は八千二百一十一世帯の調査であります。そういたしますと、ただいま申し上げた三十五円九十一銭が八千何百世帯の中の平均一箇月の家計支出である。それに対して飲食費がちょうど五〇%に相なつております。それではその当時一般はどのくらいで暮しておるか申しますと、先刻申し上げましたように約六十円とする、一般の世帯に比しまして六〇%の生活を、実際に対象者が生活しておつたということに相なります。その上昭和五年の当時は、まだ救護法が実施されておりました。一時救護の規定がございまして、一時救護の規定による、大人は一日四十銭、子供が二十銭

でございます。それで計算して参りますと、この支給額というものは、実際の最低生活者の実態調査に合つており、それで生活できる範囲の支給がせられておるといふことに相なります。その次が、昭和十一年の状況であります。これはもう救護法が施行された後でありまして、横浜市の六千三百三十一世帯、二万七千六百六十四人の調査であります。その支出は、一箇月一世帯当たり平均が、これも三十五円四十六銭であります。そして救護法によりまして、一世帯当たり一日一円ですから、一箇月三十四円以上は越せないが、一日二十五銭ぐらいの割合でやつておりました。これから見ても、やはり飲食費と一箇月の支出の割合は、先刻申し上げたように五〇%であります。しかしして実態調査からいつても、一般世帯の六〇%になつておる。しかるに今日の生活保護法の四月のお話をただいま伺つたのであります。四月のことは私よく存じませんが、昨年の五月に第十一次の改訂をみましたのを見ると、飲食費が全部の一箇月の家計の七〇%以上になつておる、世帯によりましては八〇%になつておる。そうすると文化費というものは、エンゲルの計算で行きますれば二〇%になつてしまふ。五〇%以下は駄目ということですが、そういう状態にあるのが十一次改訂当時であります。これがもつと増額すればけつこうであります。私は少くとも一般の生活に對しまして六〇%以上は持つてもらいたいというふうに希望いたします。

○岡(眞)委員 その際さらに補正しなければならぬのは、CPSの四五%の生活費と見積つて算出して来た生活

扶助基準というもののについては、相当疑義があるじやないか。これはやはりCPSの六割なり七割なりというその補正もあわせてやつて、さらにエンゲル係数の補正をやるといふところまで行かないと、ほんとうに現在の段階における実際の生活費は出て来ないのじやないかと思ふのですが、そういう点につきましては、どうお考えでしようか。

○佐伯公進人 ただいまの御説に私も同感であります。現段階におけるところの生活扶助を受けておる者は、今までの支給額では、とても暮せない、かたがた収入をごまかしてゐる、といふと悪いですが、なか／＼収入が少い、あるいは借財をしてそれを埋めて暮しておるという状態でありまして、今御説のごとく、そのくらいに上るのが至当であらうと考へます。

○岡(眞)委員 最後に、佐伯さんにお尋ねしたいのですが、実は私どもの資料から計算をしてみますと、こういうことになるわけなんです。結局エンゲル係数は、御説のように六〇にとどめなければならぬ、かつまた物価はCPSの四五%というふうなところで押えてはいけない、これも大体六割くらいのことである、これを押えなければ、実際の所得をごまかしたり、また別途借金をしておるという御説その通りだと思ふのです。そこでCPSを六割に補正し、エンゲル係数を六割に補正いたしますと、遺族世帯の中で一番多いと思われ

であるからして、少くとも暫定的な措置であらうとも、これだけのものは何らの所得もない遺族家庭にはやらなければならぬというところは当然のやり方である。こういうふうな考へて行きますと、御存じのように、お母さんと子供と年寄りの三人世帯では、年金が大体合せて千七百円か千八百円ほどになります。それからこの公債の利子をかりに――これを十年年賦といつておきますが、五年年賦にしてもいいという大蔵省の考へもありますので、五年年賦で償還するとしまして、一万二千円ほどになる。これは一箇月千円ほどになる。合せまして大体三千円弱というものになる。なお何らの収入もない者には四千円不足するということになるわけだ。ところが、現行の生活扶助をもらいますと、四千五百、六百円くれるということになるわけですね。それで三千円ほどの収入があるところ、これが千五百円ほどに引かれる。実際は七千円ほど必要である、ところが現在の生活保護法の適用を受けて、生活扶助、住宅扶助を全部もらつても四千五百円ほどしか足りない。そこで遺族であつて今申し上げたような世帯構成である、大体二千五百円くれるわけですね。そこで公債の収入やら年金の収入増やらとプラス七千円ほどになる。そういう勘定から行けば、生活保護法の適用に際しては、この遺族年金なり、あるいは一時金か生み出される利子、あるいは年賦償還の金額は絶対に所得とみなさないう原則は、どうしても確保しなければならぬと思ふのです。これはあなたもそのように主張しておられましたが、重ねて遺族厚生連盟副会長の佐藤さんに、実際

族厚生連盟副会長の佐藤さんに、実際

この法律案が通つた場合、そういう事態が起りますが、これはやはりどうしてでもわれわれは生活保護法をこれで補完して行くという建前で行かなければならぬと思ひます。従つて、所得とみなさないという方針は、はつきりこの法律の条文の中に明文化する必要があると私は考へるのですが、佐藤さんのお考えはいかがでしようか。

○佐伯公述人 私はもうよろしうございませう。

○岡(良)委員 佐伯さんのお考えは、さつき承りました。

○佐伯公述人 私にもう一度述べさせていだきたいですが……。

○青柳委員長代理 どうぞ……。

○佐伯公述人 ただいまのお話の通りに三人世帯で四千三百八十五円になります。まことに同感でございますが、この機会にひとつお願いを申し上げます。法の最低の基準の改訂のお話でございますが、従来は米の値上りによつて上げて参りましたが、そうではなくして、これは全面的に憲法第二十五条に従つて最低生活並びに文化生活ができるように、この構成をあらためておつくり願うようにお願いしておきたいと思ひます。

○佐藤公述人 この今論議されております法律によつて支給されます場合に、その公債並びにその公債の利子及び年金でございますか、あるいは臨時手当になりますか、そういうものは、生活保護法の適用上、所得に見なさないことに、私は陳述の中でもお願いしてございしますが、従来この点について、私もそれ／＼お伺ひして、仄聞しておるところによりますれば、これは非

常にむずかしいことであつて、生活保護法の適用上、何と申しますか、手心でやるとか、あるいは運賃の妙によつてこれを善処して行くというようなふうにいわれておりますけれども、これは非常に心もとないところでございまして、これをはつきり条文の中に、あるいは生活保護法の中に改正をして入れるとか、あるいはこの法律の中にはつきりそういう規定をしていただきたい、こういうことを私はお願いしたいと思ひます。従ひまして、御意見の通りでございまして、それは私に私どもとしては望んでおることでございます。

○岡(良)委員 それで、この点は私も非常に大きな関心を持つておりますので、この機会にあらためて、これはイエスかノーかでつけようございませうが、この法律案が通つた場合、生活保護法の適用を受ける遺族については、年金ないし一時金から生ずるところの所得は所得と見なさないというところを、法文の中に明文化すべきであるという御意向について、杉さんと村島さんと、そして青木さん、ひとつイエスかノーかでつけようございませうが、御意見を承りたいと思ひます。

○杉公述人 私はイエスとお答え申し上げます。と申しますのは、今のお尋ねのことが、——生活保護法の問題について、ちよつと要点をもう一回……。

○岡(良)委員 では、かりにこういう例を考へてみることにいたしまして、遺族である未亡人がありまして、十八歳未満の子供が一人あり、六十歳以上のお母さんがあつたといつたします。この遺族には何らの収入もない。

その場合に、生活保護法の適用を受けますと、生活扶助と住宅扶助あるいは教育扶助によつて、今年の四月から大体四千三百円ほどの収入が見込まれるわけなんです。しかし実際問題として、この三人の世帯は四千三百円では生活ができない。ところが、一方この法律案が効力を発生いたしますと、この三人世帯については、大体二千五百円ほどの収入があるわけなんです。

合せましますと、六千八百円ほど、七千円ほどの収入になります。ところが七千円という収入は、東京都の現在の物価事情においては、この三人の世帯が営む家庭にどうしても必要な所得でなければならぬ。してみれば、この場合に生活保護法の適用した場合に、生活保護法の適用した場合には、所得と見なしまして、遺族たるがゆゑに所得するところの遺族年金あるいは遺族一時金から生ずる所得というのは、所得から除外される。それだけ引いて、その家庭に与えられるということになりますと、やはり元の木阿弥になるということなんです。こういうことでは非常に不合理であるから、この法律が一年間しか施行されないものであるとしても、その期間、この法律にはつきり、生活保護法の適用を受ける遺族家庭については、この法律案によつて支給される所得は所得と見なさないということを明文化すべきではないか、こういうことなんです。

○杉公述人 明文化していただきたいと思ひます。

○村島公述人 ぜひそうしていただきたいと思ひます。もう七千円でもあぶないかもしれないでございませう。それを差引かれるということになつた

ら、もうこれはたいへんなことにならうと思ひます。ぜひひとつそういうふうにお願ひしたいと思ひます。

○青木公述人 明文化してはつきりさせたらつてございと思ひます。

○青柳委員長代理 他に御質疑はありませんか。——村田委員。

○村田委員 私、佐伯公述人にお伺ひしたいのですが、ただいま問題になりました生活保護法の点は、公述人諸氏も御主張になりましたように、私どもも、必ずこれは年金あるいは一時金等は切り離して、支給しなければならぬものと考えますけれども、いろいろな事情がありますので、私は万

一の場合のことをお聞きしておきたいと思ひます。それは、佐伯公述人は先ほど、もしこれを現在厚生大臣が言つてゐる通りに、実情に即して勘案するといふふうなふうに扱われたのでは、つまり一律一律に差引かないで、事情を見て個々別々にどの程度差引くかといふことを勘案するといふ御答弁なんです。そうされた場合は、地元の事務当局として非常に困るし、それから不公平になるということを、先ほどの陳述の中でおつしやいました

が、三十年間も民生事業に従事しておる佐伯公述人のこの点についてのお考えを述べていただきますことは、非常に私も参考になると思ひますので、その点も少し具体的に御話をお願いしたいと思ひます。

○佐伯公述人 お答え申し上げます。今お話がございました通り、これはひとつ法律をもつてちゃんと明文化しておいてもらいたい。それでありませんと、全国的に／＼な取扱ひをやる、また人によつて／＼違ふ、あ

るいは／＼な権力をもつてやつた者はよけいもらえらるのだということになりまして、結局平等の原則に違反するし、非常に不公平が出て来る。この実例というふうなものは持つておりませんが、これはお考えください。ぜひそういうふうでなく、地方の事務官もちゃんとした形のもとにおいてやれるようにお願いしたい、こう申し上げたわけでありませう。

○村田委員 引續いてお尋ねします。今年度の生活保護法の予算というものは、公述人も先ほどおつしやいましたように二百五十億で、なるほど昨年よりは何十億かふえておりますけれども、しかし今度基準が引上げられることとありますし、それから生活扶助の点では実質的には減額されておる。十数億ですか、数字ははつきり覚えておりませんが、とにかく減額されておるわけなんです。そういうことから考えまして、実際は予算を別にとらないで、生活保護法の中から遺族に対しては特別な考慮をすると思ひまして、実質上そういう考慮はできにくいのではないかと。やはりこれは最初から別途に支給するといふ形でないか、それは言うに終るのではないかといふことを、私も考へるわけですが、実際に民生事業に従事しておられる方が、現在一般の人たちの生活は非常に楽であつて、今年には多分そういうものを遺族の方にまわすことができるから、そういうふうにかつた。つまり実質上は昨年よりも少しも多くない予算の中から、今大臣の言つてゐる通りに遺族には特別なはかりをするといひまして、その予算

の中から遺族に特別にはからうことが
できるかどうか。そうでなくして、や
はり遺族に対しては、別途の会計か
ら——生活保護法のはかに、そうい
うものは差引かないでやるというのでな
ければ、できないのじやないかと思
うのですが、その点お聞かせ願いたい。
○佐伯公述人 お説の通り、これは全
然違つた財政的措置をお講じになりま
して、ただいまの予算以外から、全然
生活保護のことと切り離した点でやる
ということとは同感であります。さよう
にお願いしたいと思います。

○荻田委員 今度は青木公述人にお聞
きしたいのでございます。先ほど傷
軍人の就職の問題につきましてお話が
ございましたが、国家としてその雇用
に對しまして、たとへば能力上の差異
等に対して、国が賃金その他について
の裏づけをしない、また政府から命
令的にそういう人々を各職場に配置
するといふ処置を講じないで、ただ日
本人の道義に訴えて、傷軍人をみん
なが同情し合つて使つていくというよ
うなお説のようなことができるかどう
か。それには、やはり特別な財政上の
裏づけなり、あるいは政府としての命
令と申しますか、そういう方針なりが
なければいけないのではないかと思
うのでございますが、その点につきま
しての御意見を聞きたいと思つてい
ます。

〔青柳委員長代理退席、委員長着
席〕

○青木公述人 強制雇用あるいは強制
割当という問題と、能力、能率その他
の問題に関連して、非常に重要な問題
でございますが、御承知のごとく、わ
が国におきましては、太平洋戦争中も

強制雇用の制度はとらずに、大きな会
社、工場等に道義的に取扱ひを願う
というふうな方針でやり、傷軍人だ
けの特別な工場というふうなものも
きたのであります。これは立法によ
るものでなしに、行政上の措置でや
つたわけでございます。しかし、実際上
能力がこれに伴わないときには、長く
続かないのであります。その根本対策
といたしましては、先ほどちよつと申
上げただけで、関連的に申し上げな
かつたので申訳ないのであります。が、
能力を補充する、あるいは能力を復元
するという意味においての補導施設と
いうものを、十分にやる必要があるの
でございまして、今回の政府の御方針
は、職業補導所を労働省の所管のもの
でやるというふうなものでございま
す。こういう特殊のものにつきま
しては、やはり特別の機構をもつて充
た補導をこれ専門にやつて、この能力
を十分つづなめるものにさせて、それ
で就職させるということがまず第一で
ございまして、この機能を十分果さ
せるようにこの法案にうたつていただ
くことが適切と私は思うのでござい
ます。就職は、能力を無視して割当と
する、長続きいたさないものでござ
います。もしこれを長続きさせようとい
ふならば、奨励金を会社の方に交付す
るとか、あるいは税金を免除するとか
いうような、やはり国家的な措置を必
要とするのでございまして、そうい
う措置をしなければ、何ら教育訓練
をしないのでそのまま就職せよとい
うようなことは、考えることはできな
い問題だらうと思つてございます。

○大石委員長 他に御発言はござい
せんか。
○堀委員 非常に盲点の多いこの法律
に對して、皆様方からたくさん御意見
をいただいたのでございまして、最後
に遺族厚生連盟の佐藤さんに、これは
お願いするのでございしますが、岡委員
の先ほどの御質問に對しまして、い
ゆる国家補償を建前とすべきである
といふところの遺族厚生連盟の御主張、
恩給法の復活といふ問題、既得権の侵
害といふ見地から御主張になるこの遺
族厚生連盟の主張といたしまして、そ

は、今までの例に倣しても明らかであ
りますので、もしそういう法文をつ
くれば、実施にあたりましては、さ
らに詳細な実施細目を定める必要があ
るだらうと思つてございます。

○荻田委員 もう一点、その点につ
いて伺ひたいのですが、戦争中と今
日とでは、やはり働く人の数がたいへ
ん違つております。現在では、肢体の
満足な人でも、なか／＼就職できない
というふうな状態なので、こういう状
態では、やはり戦争中よりも、よけい
に政府の方で奨励金を出すなり、ある
いはまた御説のような職業補導を十分
にすることは必要だと思つてござい
ますけれども、戦傷者のことですか
ら、普通の人たちのような熟練を得る
といふことは、どうしても従来不十分
だつたと思つて。そこでそういう措
置もやはり十分にしたい。だくこと
が、ほんとうにこういう人々を働か
せる道だと思つて、公述人の御意
見もそうじやないかと思つて、い
かがでございしますか。

○青木公述人 その通りでございま
す。

○大石委員長 他に御発言はござい
せんか。

○堀委員 非常に盲点の多いこの法律
に對して、皆様方からたくさん御意見
をいただいたのでございまして、最後
に遺族厚生連盟の佐藤さんに、これは
お願いするのでございしますが、岡委員
の先ほどの御質問に對しまして、い
ゆる国家補償を建前とすべきである
といふところの遺族厚生連盟の御主張、
恩給法の復活といふ問題、既得権の侵
害といふ見地から御主張になるこの遺
族厚生連盟の主張といたしまして、そ

れではどういふ案を持つておるとい
う御意見を、私たちのこの委員会にお示
しくされれば、私たちも非常に助かり
ますし、またこれがほんとうではない
かと思つてあります。従つて、詳し
い研究はしておらないという御答弁で
ございしたけれども、できますなら
ば、近日のうちに遺族厚生連盟の方で
意見をまとめられまして、この委員会
の方にいただけたら、非常に私はけ
つこうだと思つて、その点委員長
からも交渉していただまして、佐藤
さんの御意見を伺ひたいと思つて
います。

○大石委員長 他に御発言はありま
せんか。——なければこれにて本日の公
聴会を終了いたします。

終りにあたりまして、公述人の皆様
に一言ごあいさつ申し上げます。本日
は御多用の折にもかかわらず、遠路わ
ざわざ御上京くだいまして、この公聴
会に非常に有意義な御発言を賜りま
したことを、まことに感謝にたえない
次第であります。おかげさまで、われ
われいろ／＼な広い角度からこの法案
を十分に審議する機会を得まして、ま
ことに幸福に存する次第であります。
われ／＼も皆様の御発言を参考にいた
しまして、できる限りのりつぱな法
案をつくり上げたいと念願しておりま
す。委員一同にかわりまして、皆様に
厚くお礼を申し上げる次第でございま
す。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時三十二分散会

昭和二十七年四月三日印刷

昭和二十七年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所